

524

338

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

始



15.1.2

52
33

新潟縣產業組合史

武藤喜一編

產業組合中央會新潟支會發行

正誤表

正	七月	見るに至ら 缺きたりし 部會の萌芽 物資の購入 (肥料)削除ス	九行目 一二行目 一五行目 一三行目 一六行目	一五頁 一七頁 一九頁 二〇頁 二一頁	序 一八頁 一三頁 一同 一同 一同
誤	九月	見る至ら 缺きたし 部會の萌芽 物質の購入 肥料	九行目 一二行目 一三行目 一四行目 一五行目	二七頁 二八頁 三〇頁 三七頁 三八頁	同 同 同 同 同
正	八行目 二行目 一三行目 一四行目 一五行目	二七頁 二七頁 三〇頁 三七頁 三八頁	同 同 同 同 同	八行目 二行目 一三行目 一四行目 一五行目	二二七頁 二二七頁 二二七頁 二二七頁 二二七頁
誤	八行目 二行目 一三行目 一四行目 一五行目	八行目 二行目 一三行目 一四行目 一五行目	八行目 二行目 一三行目 一四行目 一五行目	八行目 二行目 一三行目 一四行目 一五行目	八行目 二行目 一三行目 一四行目 一五行目
正	信用購買組合 嘱托組合 表彰年次 実務聯習所 農業直間接	信用購買組合 嘱托組合 表彰年次 実務聯習所 農業直間接	信用購買組合 嘱托組合 表彰年次 実務聯習所 農業直間接	信用購買組合 嘱托組合 表彰年次 実務聯習所 農業直間接	山城 山城 山城 山城 山城
誤	信用購買組合 嘱托組合 表彰年時 實務聯習所 農業直間接	信用購買組合 嘱托組合 表彰年時 實務聯習所 農業直間接	信用購買組合 嘱托組合 表彰年時 實務聯習所 農業直間接	信用購買組合 嘱托組合 表彰年時 實務聯習所 農業直間接	川城 川城 川城 川城 川城
正	山城 山城 山城 山城 山城	山城 山城 山城 山城 山城	山城 山城 山城 山城 山城	山城 山城 山城 山城 山城	山城 山城 山城 山城 山城

序

我支會の創立は産業組合法の發布に後るゝこと五年にして茲に廿星霜を経過するに至れり顧みれば此間社會思想の變遷に加るに財界の動搖及び震災の影響等を以てして事業の經營一層困難なるものありたりしに拘らず縣下組合の多くは幸に幾多暗礁を超にて無事に擴進の彼岸に達することを得たるは吾曹事に之に從ふ者の欣懐堪く能はざる處なり

然りと雖社會萬般の事情は益々經濟道德の間に深き溝渠を築きつゝ共榮共存の樂土を阻礙する事と甚しく組合精神の發揮と功果とに非ざれば解決すること能はざるもの秋に際せり是に於てか我支會は采菱武藤喜一君に囑して本書を編纂し以て組合發祥の廿五週年を記念すると共に相助互濟の前途に向て経過の跡を明にせむことをせり



讀者幸に其微志を容れ發奮邁往の資に供せらるゝあらば刊行の目的亦達せられたり
と謂つべし一言所感を述べて序と爲すと云爾

大正十四年九月吉日

産業組合中央會新潟支會長

富永孝太郎識



長會
氏太郎孝永富



長會副
氏三郎真野宮



長會前故
氏郎九橋高



問顧
氏郎次桂島真



問顧
氏三新原小事知



問顧
氏畿維田原長部務内



問顧
氏門衛右友藤佐



問顧
氏平周田松



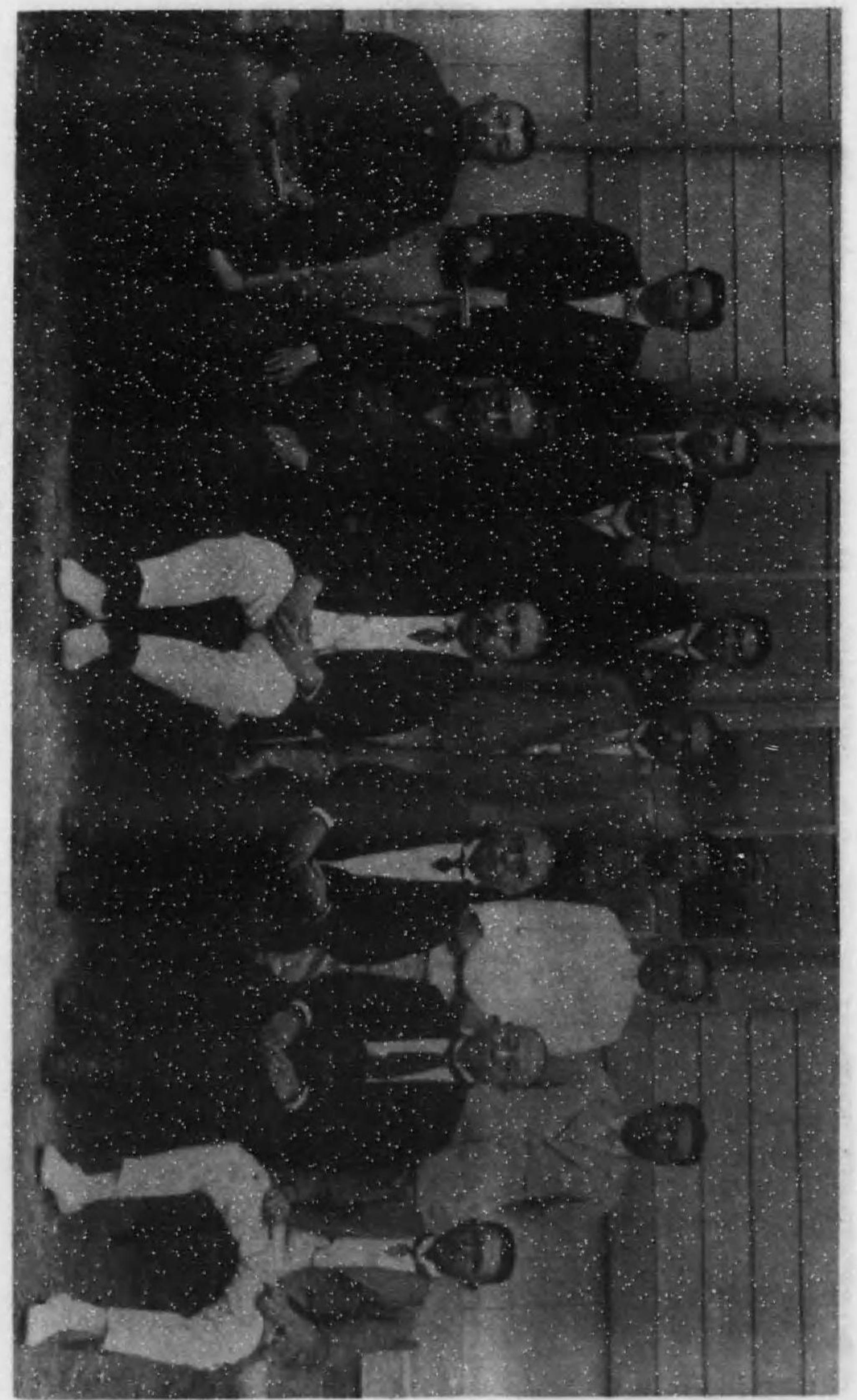
問顧
氏平當井藤



事主前故
氏郡太善藤齊



問顧
氏郎一字原笠



產業組聯合會中央新會支渴文職員會



新潟縣產業組合史

目 次

(一)(二)(三)(四)(五)	組合の發祥	一
(六)(七)(八)(九)(十)(十一)	本會の成立	一
	部會の設置	四
	聯合會	八
	新潟縣信用組合聯合會、新潟縣販賣購買組合聯合會	一〇
	本會の事業	一六
	(イ)大會の開催 (ロ)優良組合視察 (ハ)表彰 (ニ)講習及講話 (ホ)實地指導 (ヘ)組合協議會 (ト)役員 (チ)通信委員 (リ)代表者 (ヌ)仲介斡旋 (ヲ)設立補助 (ワ)印刷物配付 (ル)會報發刊 (カ)本會の會計 (ヨ)會員及會費 (タ)基本財產蓄積	一六

縣の監督及助成

農業倉庫

中央金庫

事業の累年成績

全國產業組合大會

組合の變遷

勃興時代、整理時代、擴張時代

新潟縣產業組合史

武 藤 喜 一 編

(一) 組合の發祥

明治の文化は實に世界に比類なき迅速なる進歩發達を遂げ國威を宣揚すること大なるものありしが雖、而も國家の基礎たる地方自治は經濟道德の調和に其實力を發揮すること能はずして、貧富の懸隔益々甚しく相互助濟の美風益々地を擴はんとするあり。是れ品川子爵及平田男爵が歐州遊學の際之が救濟の方法として、彼の地に於ける組合制度の最も適當に且つ普及の要を感せられ、大に研究調査せられたる所にして歸朝後更に本邦在來の制度をも參照し、明治二十四年品川子爵は時の内務大臣として初めて之を第七議會に提出せり。然れども當時未だ議決を見る至らざりしを以て爾後暫く法案の提出を見合せ、實地に之が組織勸誘の方針を採る事となし。先づ各地有志者に説くに信用組合設立の事を以てしたり。其間に於ても政府は之に對して益々調査講究を加へつゝ、明治卅一年農商務省より信用組合の外各種の組合をも併せて産業組合と稱し第十一議會に提出せしが、是亦議決を見ず翌年復た同省より第十四議會に提出し、茲に始めて大多數を以て兩院を通過し卅三年九月一日より實施する事となれり。是れ即ち現行法にして爾來改正數回以て今日に至れるもの

とす。

二

翻て之を本縣組合發達の經路に就て觀察せむか、明治廿年後は政黨の競爭益々激烈にして地方事業の根底たる隣保相助の風次第に衰退せるのみならず、米穀の豊凶風水害の襲來等に加ふるに、物質的・精神の增長は町村をして離散頽廢の因を爲さしむる事勢とせず。是に於てか地方の有力者は之が救濟の方法として或は二宮主義の報徳社を組織し、或は五人組制度を利用せる申合規約等を作製して民心の維持及び經濟の増進を期せむとし、殊に農村の中権たる地主の先づ意を自己小作者との融和に留むるあり、時々上京して教を大官學者に叩き若くは範を各地特殊の事業に採るもの頻々たり。此時に際して前記の如き品川子爵及平田男爵等が組合制度の唱導は實に春眠の一大曉鐘とも稱すべきか。北蒲原笠岡の五十嵐甚藏氏の如きは常に子爵に高見を叩く所あり、其寄贈に係れる青磁の大黒天を小作人たる今井菊治に與へて力を大黒天農業組合の設立に盡さしめたりしが如き、又南蒲原郡三條町渡邊寅藏氏始め中越地方識者の當時男爵の名著たる、信用組合論の研究に依りて之が組織に盡瘁せるが如き既に各地に申合組合の設立を見るもの一二にして足らざりし也。斯くて産業組合法發布の翌年に於ては有限責任三條成産信用組合、無限責任吉川信用組合等を始めとして法規に準じ若くは新設せるもの續々輩出して同三十八年に至ては其數既に五十四の多さに及びたり。時恰も日露開戦より一年有半を経過し、縣當局も深く戰後の地方自治振興は組合効果の發揮に依るより他無きことを認めつゝ、阿部本縣知事は其六月十二日に於る本縣地主會總會席上に於て左の如く演説せられたり。

産業經營の法則は、最小の勞費を以て最多の効果を收むるに在り。而して此法則に協ふべきの途一二に止らずと雖も、共同的經營の如きは正に是れ其有力なる一手段たるべし。産業組合法は實に如上の精神を以て生れたり、尙信用組合の如きは別に一の大なる抱負を有す、即ち勤儉貯蓄を獎勵し延いて社會の風教を矯正すること即ち之なり、從て産業組合の有益なること亦多言を要せず。然るに本縣未だ其發達を見ること能はざるは、一に當事者其人を得るの難さに職由せずむばあらず。故に社會の上流に立ち德望を有する諸君に對し、此際之が主唱となり又之が指導者たらむことを求むるは頗る適切の措置たるを認むるなり。

是れ實に縣が産業組合の必要を痛切に感じたると共に、縣下の有力者たる地主を蹶起せしめて援助の勞を取らしめたる所以にして、農業國たる本縣としては洵に機宜に適したるの措置なりしなり。
此の如く組合振興の機運既に熟したりと雖も、猶充分なる活動を見ること能はざるは是れ其趣旨精神の普く徹底せざると、組合相互の聯絡を保ち共同助濟以て斯業の發達を計るべき便宜を缺きたるしが故なり。是を以て本縣農會は同卅八年八月新潟市に於て、産業組合講習會を開催し講師として農商務技師有働良夫氏を招聘して五日間講習せしめたり、其參會者四十餘名にして各郡農事試驗場長及び書記縣下各組合役職員、並に將來設立の希望を有する有志者等にして、此の舉に依りて始て組合經營の具体的智識を得たると共に、其中心人物をも養成するの機會に接したものとす。

(二) 本會の成立

前記の如く本邦に於る産業組合も品川子爵及平田男爵の熱心なる撫育擁護に依りて、生長し來り設立歲と共に増加せりと雖未だ相互の聯絡を得ず、從て共同助濟の道未だ立たざるの憾ありしを以て、平田男爵は全國組合の統一を圖り聯絡を通じ利害を代表し、緩急相救ひ得失相質し益々其發達に資すべき一機關組織の要ありとして、加納子爵等と相謀り明治卅八年三月平田男爵を會頭に、加納子爵を副會頭に推選して大日本産業組合中央會の設立を見、超えて五月加納子爵は主唱して今の大英國農會の前身たる全國農會の斡旋を以て、全國產業組合協議會を東京赤坂溜池三會堂に開くや、本縣の組合經營者は大いに其舉を賛し、大地主にして神谷信用組合長たりし高橋九郎氏を代表者として出席せしめ、且縣内地主相醵集して其會基本金として金五拾圓を寄附せしが如き、地方斯業興隆の機運漸く熟したものと謂つべし。

斯くて全國聯合の歩調一致は縣内にも波及し來りたるのみならず、恰も好し本縣農會の前記の如く産業組合講習會を開催せるあり、我亦此機を失ふ可からずと爲し澤海生產販賣組合、神谷信用組合、新潟成資信用組合、新潟購買組合の四組合主唱となり、縣下産業組合協議會を開催すべく當時既設の五十四組合に向て勸誘狀を發し、新潟市に會同を求むる事とせり。是れ實に明治卅八年八月六日にして、當時の講習會場たる新潟縣物產陳列館樓上にて開會せしものなり。當時の出席組合は北魚沼郡無限責任山邊村信用、西蒲原郡有限責任燕信用、南蒲原有限責任三條成產信用、同有限責任南蒲原購買、中蒲原郡有限責任沼垂信用、岩船郡有限責任西神納村信用、中頬城郡無限責任櫛池信用、同無限責任寺野信用、中蒲原郡有限責任生産組合大成社、三島郡有限責任神谷信用、新潟市有限責任新潟成資信用、同有限責任新潟購買等十二組合代表役員二十名出席し有効農商務技師齊藤同會幹事等臨席し、外に講習會の爲め參會せる各郡農事試驗場員郡市書記及同農會幹事出席し、座長に齊藤縣農會幹事を擧げ出席員の熱心なる討究と有効講師の懇切なる説明と相俟つて、重要且つ有益なる協議及講話の交換を爲せり。就中重要事件として提議せるは本縣産業組合協議會設立の議にして、滿場一致を以て可決し其會則を議定せり、之が目的事業は

第三條 本會ハ産業組合ノ改善發達ヲ計ルヲ以テ目的トシ左ノ事項ニ關スル協議ヲナシ努力テ實行ヲ計ル

モノトス

- 一、産業組合ノ趣旨ヲ普及シ其設立並ニ組合員加入ノ獎勵ニ關スルコト
- 一、組合相互ノ事業ノ聯絡及組合ノ改良進歩ヲ企圖スルコト
- 一、組合事業執行上便宜ヲ得セシムルコト

第四條 本會ハ毎年一同總會ヲ開キ前條ニ關スル協定又ハ講究ヲナス

但シ會員多數ノ同意アル時若クハ幹事が必要ト認メタル場合ハ臨時開會スルコトアルベシ
而して更に附帶決議として本會の大日本産業組合中央會と氣脈を通すること、又同會に於て支部に關する相

定を設くるときは本會も之に策應して支部を設置することを議定せり。本會こそ實に我支會の前身とも稱すべきものにして、當時事務所を新潟縣農會に置き佐々木技師齋藤幹事之が事務を取り。翌卅九年七月廿七日新潟縣物產陳列館内に於て總會を開き、種々協議の結果満場一致を以て會則を變更し、支會設立の事に決定すると同時に頗る盛大なる發會式を舉行せり。幸に當日は中央會々頭平田男爵、書記長西垣恒矩、農務局長酒勾常明其他阿部知事各郡市長等多數來賓の參會せらるゝあり、又式後盛大なる講話會を開催し斯業振興上に一大覺醒を與へたり。斯くて即時に中央會頭の承認を得て我支會は成立し、經費豫算其他重要の議決をなし且直に左の役員を選定せり。

會長 高橋九郎

副會長 富永孝太郎

理事 櫻井市作

伊藤九郎太

顧問 新潟縣知事

同第三部長

新潟縣農會副會長

山田平太郎

新潟縣地主協會副會頭 真島桂次郎

阿部浩

佐柳藤太

外に評議員として十八名を擧ぐる事に決し、我支會は茲に全く其組織を完備するに至れり。其後明治四十二年四月產業組合法の改正發布に依り産業組合中央會の法人として認めらるゝ事となるや、中央會は之に依て組織を變更するの必要を生じ、翌四十三年一月許可を得て茲に法に依れる中央會は全く成立を告げ、本會亦其組織を更新し中央會の承認を要するに至りたるを以て、直に相當の手續を了し其承認を得たりしは實に明治四十三年三月にして全國各支會の第七位に於て其完成を見たるものとす。斯くて我支會は形式上の組織は全く一變せりと雖、役員と云ひ事業と云ひ全然前會を繼承せるものにして、其内實は毫も異動なくして爾後時運の要求を縣當局の援護とに依り、基礎漸く鞏固を加へ會員の增加となり事業の擴張となり、以て能く縣下產業組合獎勵指導の唯一機關として活動すべく今日に及べり。殊に我支會は其前身時代より會長に神谷信用組合長高橋九郎、副會長に至誠信用組合長富永孝太郎二氏の名望あり且つ獻身的たる人物を戴き、大正六年十二月高橋氏退隱後は富永氏之に代り、主事としては創初より斯業の研鑽を以て一身を託し且地方の事情に精通せる齋藤善太郎氏の大正八年四月迄引續き事務に鞅掌し居れるあり、又組合當事者としては櫻井市作、林靜治、藤井當平、真島桂次郎の諸氏直間接に之を援助せしが故に、圓滿融和よく會運の發達に寄與することを得たりし也。

(三) 部會の設立

斯くて大日本産業組合中央會は明治卅八年三月を以て創立せられ、本縣の如き其翌年七月支會^ヲ設立し茲に組合活動の機關を具備せるが如しと雖、支會は元來一府縣の組合を以て組織し、又實際業務の執行上府縣を區域とせる方便宜なれども、斯くては中央會の豫期せる所の組合聯絡に乏しくして、猶徹底せざるやの憾無き詫はざりき。是に於てか同會は明治四十三年四月第三回全國產業組合大會の議題として、支會に郡又は便宜の地區に依り設くる部會の組織及經營方法と云へる協議題を提出し、來會者間に相當論議ありしも成案に至らずして同會に一任せられ、其參事講師會は始めて之が設立を可とせり。踰えて翌年四月第五回大會に於て模範會則を制定公布せしより、各地競ふて部會を設立し組合聯絡の機關稍や完備に近づけり。

之を本縣としては明治四十一年九月十三日偶々産業組合講習會の古志郡役所内に開催せらるゝや藤井當平、横山惣八、川上甫一郎、丸山惠次郎、高橋直藏、安藤清八等の主唱に依り古志郡長岡市産業組合協議會を組織することに決定し、追て時機を待て部會に改造するの意思をも表明せり。是れ實に郡市に於ける産業組合協議會の嚆矢なりしことに共に部會の蘭芽とも稱すべきものなり。爾後相次で各郡市に協議會を組織し、毎年一回或は二回總會を開き、組合經營に關する必要な研究機關となり指導機關となり効果亦甚からざりしが中央會々員の增加と共に愈々部會設立の必要なるを認め、大正三年十月第九回通常總會に於て本會々則を改

正して、部會設立に關する必要な事項を規定し各郡市産業組合に向て獎勵を加へたりしかば、下記北蒲原郡部會の組織を始として從來の協議會を解きて其設立を見るに至れり

大正四年二月二十三日	北蒲原郡部會
同年三月五日	古志長岡部會
同年五月十八日	北魚沼郡部會
同年七月七日	東蒲原郡部會
同年八月二十日	三島郡部會
同年十二月四日	東頸城郡部會
同年十二月十八日	刈羽郡部會
大正五年一月七日	西頸城郡部會
同年二月二十五日	中頸城郡部會
同年三月二十日	南蒲原郡部會
同年十一月十八日	中魚沼郡部會
同年十二月廿六日	中蒲原郡部會

大正六年十二月四日

南魚沼郡部會

同 年十二月十八日（古志郡と分離）長岡市部會

(四) 聯合會

本縣に於ける産業組合聯合會設立の議の起りたるは明治四十三年七月十六日第五回縣下産業組合大會にて我支會より協議問題として提出し、満場一致を以て可決せしを嚆矢とすべきか。其後毎會獎勵事項として此議ありたれども實況を見ざりしが、中央會の方針も之に向て勵奨に努むる所あり、先づ端を地方最寄り聯合會に發し、遂に下記の如き縣下を一丸とする大團体の組織を見るに至れり。

新潟縣信用組合聯合會 信用組合の最も發達したる本縣は之が聯合會の組織も亦早くして、明治四十四年二月一日の設立に係れる中越信用組合聯合會出資總額貳萬九千五百圓、同年三月卅一日設立の中蒲原郡信用組合聯合會出資總額貳千百圓、同年五月廿二日設立の北蒲原郡信用組合聯合會出資總額參千七百圓、同年六月二日設立の南蒲原郡信用組合聯合會出資總額四千圓、大正四年十月十五日設立の上越信用組合聯合會出資總額參千七百圓外に購買販賣を兼營せる一聯合會ありて夫々相當の効果を擧げつゝありしも、所屬組合の數少く爲に其活動範圍を制限せられ、資金の繁閑を調節するの機能を缺き、經營者にして犠牲的努力を拂ふにあらざれば其存在を困難ならしめ、從て恒久的相互機關としての効果を發揚し能はざるものあり。是を以て

大正二年全國產業組合大會に於ても其設立は成る可く區域を一府縣とし、組織は保証責任に依り出資金額及保証金額を多くして、多數の組合を網羅し以て運用上の實力を大ならしめ、且事務所は成るべく支會と併置して相互聯絡を便にすべき事を議決するに至れるなり。

是に於てか既設聯合會を打つて一丸と爲し一縣區域を以てせる統一聯合會設立の議起り、諸事業を一括せる機關と爲さむとの説もありしが、本縣の現狀として信用事業に於ては相當發達を見つゝあるも、他の事業は普遍的ならざるのみならず未だ幼稚の域を脱せず、而も區域大なるが故に貨物の配給又は取扱上多大の手數を要し敏活を欠き事業の澁滯を來たす恐あり、且所屬組合中往々利害の衝突を見るなきを保せざれば、信用事業のみ經營することとなれり。即ち有限責任新潟縣信用組合聯合會と稱し、大正十年九月五日設立認可同十一月五日業務開始と共に、同日新潟縣商品陳列所に於て第一回臨時總代會を開催せり。出資總額參拾五萬七百圓にして一口金額參百圓一千口と爲し、五箇年以内に全額拂込むことせり。第一年度運轉資金七拾九萬五千圓内訳拂込出資金六萬圓、低利資金借入額拾參萬五千圓所屬組合貯金六拾萬圓とし、之が資金の運用は貸付額四拾九萬圓預ヶ金參拾萬圓現金在高五千圓とせり。本聯合會は設立と共に其事業極めて順調なる發達をなし既に第四事業年度を経過し愈々縣下組合金融上の中軸となるに至れり今第四事業年度末貸借對照表を掲ぐれば左表の如し

有限責任新潟縣信用組合聯合會貸借對照表 大正十四年三月三十一日現在

一一

貸		借	
種 目	金 額	種 目	金 額
拂込未済出資金	二七九、三七六 <small>(円)</small> 三二	中央金庫未済出資	二〇、〇〇〇〇〇〇
中央金庫出資	九四一、六二四〇四	貸付金	五一八、九八〇〇〇
定期貸付	一四二、九三〇六二	定期貸付	一四二、一四二一〇
手形貸付	一八二、四〇〇〇〇	年賦貸付	九七、三一三四二
當座貸越	八一二、一四二一〇	預 金	一、四九九七二
年賦貸付	一九七、三一三四二	振替 金	七、〇〇〇〇〇
當座貸金	八一二、一四二一〇	土 地	一、四九九七二
借入金未拂利息	三、一一〇〇〇	内 訳	一、一九〇、三六三八八
建 築 勘 定	一八、〇七七六八	貯 金	七五六、八六六二五
債 証 券	一四、五八七五〇	定期貯金	一五八、四九八九四
預 ケ 金 未 收 利 息	一二、四七一〇一	特別貯金	四五、五三五二五
貸付金未收利息	四、〇七九〇五	記念貯金	二二五、四六三四四
現 金	一五、七八六七二	當座貯金	二二五、四六三四四
合 計	二、一三一、〇九七八八	本 年 度 剩 餘 金	二二三、一五二四七

因に縣は本會事業を翼賛して七千五百圓を補助し、日本勸業銀行は低利資金貸付の許可を與へ、中央金庫亦地方代理業務の取扱を命ずる事となりたれば、事業擴進上の利益更に大なるものあり、事務所は二ヶ所に置き第一は新潟市東中通二番町、第二は長岡市觀光院町に在り。新潟市に於ける事務所は約貳萬五千圓を投じて鐵筋コンクリートを以て壯麗なる建築成り、大正十四年五月十九日縣物產陳列所に於て盛大なる竣工式を舉行せり。長岡市にても既に敷地を買收して工事に着手する筈なり。現在専務理事は笠原宇一郎、第一事務所主事田巻清治、第二事務所主事星野惣太夫とす即ち現在役員左の如し

會長理事

富永孝太郎

一四

理事

笠原字一郎、浮田長須計、丸山恵次郎、高橋友二郎、森山汎愛、渡邊三左衛門

監事

大瀧傳十郎、原山雋吉、平松遮那一郎、石黒二平治、本間長治、

因に竣工式舉行の際、本會の創立に盡瘁努力せる塙崎一治、大久保清松、高橋宗平、高橋尙、眞島桂次郎、高橋逸平、坂井敬治、渡邊健三郎、高島幸藏、田村幸太郎、石井喜三治、伊藤忠太、長谷川彌五八、齋藤武次郎、難波政五郎、細谷孫左工門、宮野眞三郎諸氏の當時組合に於る理事監事としての功勞に對し記念品を添て感謝狀を贈呈せり。

新潟縣販賣購買組合聯合會 産業組合の目的精神を遂行するには、信用事業の發揮と共に販賣購買兩事業の振起活動を促さるべからず。然るに之に屬する縣下組合は二百三十の多數に及べりと雖、概ね不振の域を脱せず其事業分量も至て少額なる而已ならず、奸商其他四圍の壓迫妨害に堪え得ざるの觀ありき。之を以て各組合は唱導して大會決議の如く縣下を三分し各地に於て之が設立の協議會を開催することとなり、大正元年十二月十七日先づ第一着手として縣農會樓上に於て下越一市六郡の聯合協議會を開き、出席廿六組合をして總て之が設立者たるべき事となし、大正二年四月廿四日新潟共濟購買組合外十九組合聯合して設立の許可を得たるもの。即ち是れ下越購買販賣組合聯合會にして、後之に信用事業をも加へたれども、經營其宜を得ずして同八年遺憾ながら解散の已む無きに至れり。

其後大正十年に至り古志郡に於て一郡區域を以て、中越販賣購買利用組合聯合會を組織し未だ充分なる活動を見る能はざりしも其所屬組合廿三、利用したる組合廿二に及び半期の仕入總額七萬貳千五百有餘圓に達し兎も角之が設立により同郡に於る販賣購買組合の事業漸次活動の緒に就けるの狀態たりき。然れども郡内關係のみにも猶擴進を要すべきものあるのみならず、之を本縣全體より觀察すれば、農業者たる組合員の購入金肥のみにても二百三四十萬圓の巨額を要すべく、更に農薦具其他生計消費に關する物質の購入若くは生産事業に依りて組合員に配給するの運に至らば、其取扱金額是亦數百萬圓に上り、縣民生活の緩和に裨益し物價の調節に寄與する所少からざるべし。是に於てか縣の斡旋獎勵に基き茲に始て縣全体を區域とする新潟縣販賣購買組合聯合會を組織し大正十年四月十日認可を見るに至れり。大正十一年十二月三日古志郡役所樓上に於て臨時總會を開催し所屬組合代表者百廿名出席、役員の改選其他諸般の協議を爲し、翌四日役員會を開き理事互選の結果、會長として北蒲原郡川東信用販賣購買利用組合長宮野眞三郎、專務理事として古志郡山本信用販賣購買組合長松本儀八當選せり。事業の執行は販賣には米、繭、果實、蔬菜、木炭、藁工品、種苗、家畜其他總會の決議を経たる物、加工にては米の精白其他總會に於て決議したる物購買には肥料、種苗、農具、家畜、蠶具、藥品、肥料、米、食鹽、油類、綿絲、綿、真綿、砂糖、木炭、酒類、醬油、麵類、茶、傘類、下駄類、莫大小類其他總會の決議を経たる物、生產又は加工にては肥料の生産其調合及加工其他總會に於て決議したる物及方法に從事することをせり。所屬組合二百一〇口金五百圓とし、出資總額拾五萬貳千五

百圓にして五ヶ年完納の事とせり。事務所は長岡市域内町二丁目に置き、約參萬圓を投じて大正十二年五月新築に着手し、最新の建築法に依り耐震耐火を主眼とする鐵筋コンクリート三階建にして同年十一月廿五日落成せり。又出張所を新潟市直江津町の兩地に置き、配給品は各郡必要の所より漸次設置する筈なり。又縣にては曩に產米販賣の改善方法として、之が最大得意地たる東京市に倉庫を建設し、本會をして經營の任に當らしむる事となり、新潟縣東京米穀倉庫と稱して同市四谷區旭町九番地即ち山手線新宿驛前に新築し、大正十三年六月中旬竣工を盛に產米の保管及販賣斡旋の勞に當り居れり。而して本會現在の役員は左の如しどす。

會長理事 安澤正治

理 事 松本儀八、間島利太、星名周藏、宮野真三郎、小林鐵三郎、丸山惠次郎、下村藤助、古

寺悌二郎、

監 事 銀林巳三郎、佐藤徳二郎、關爲二郎、星野只一、佐々木興三太、本間鼎一郎、石川儀太郎

(五) 本會の事業

創立當時に在りては僅に廿餘名の會員を有せしに過ぎず、縣下組合の數亦甚だ少く從て本會の事業と云へるも、事實に於ては本縣農會常務役員の傍ら事務を執り、支會の名を以て専ら縣下組合の獎勵指導に當り

居りし状態にして、其經費の如きも收入の途無きが爲め隨時必要に應じて高橋會長、富永副會長、櫻井林伊藤各理事の私貢を寄附し當面の用を辨せしが如き實狀に徵するも、其事業の一班を推知するに足るべきか。然りと雖幸に時運の要求は益々本會の活動を促がし、同志會員の増加と共に本縣當局の保護と指導と愈々厚きを加へ、殊に本縣は他府縣に率先して多額の補助金を交附し、專任の指導者を置き必要事業の遂行に當らしむるあり。又中央會の指定事業なるものありて爲に幾多の便益を得るに至り、斯くして漸次適應の施設を爲し事業の發展を期しつゝあり。今其創立以來の施設事業に付き略述されば左の如しどす。

(イ) 大會の開催

當初の會同は明治卅九年七月廿七日新潟物産陳列館に於て、新潟縣產業組合協議會及大日本產業組合中央會新潟支會設立總會の名の下に、縣下產業組合當事者各郡市に於ける產業組合主催者郡市町村農會の技術員並に同志者等多數集會し重要な決議又は講究を爲し或は名士専門家の有益なる講演を聽き、以て彼我の知見を交換し組合相互の聯絡を圖れるもの實に縣下產業組合大會の發端にして、爾後毎年大會を開催するを例とせり。殊に當日中央會々頭平田男爵、酒匂農務局長の訓示講演は參會者に多大の感動を與へ、縣下產業組合として今日の發達あらしめたるもの實に當時の參會者たりし縣下同志の發奮に依れること多きを想はれた

踰えて翌四十年四月三四の兩日、新潟縣物產陳列館に於て第二回の大會並に通常總會を開催せり。當時名は大會と稱するも出席者は猶會員來賓を併て百五十餘名を算せるのみ、新潟地方裁判所目黒書記、農商務省有効技師の講演は頗る參會者の注意を喚起し協議事項としては沿垂信用組合代表者建議の本會事業獎勵の爲め、明治四十一年度より金壹千五百圓を補助せられむことを、本縣へ請願するの件は滿場一致を以て可決せり。本縣が他府縣に率先して多額の補助を爲し、吾支會事業の發展を見るに至りもの實に此決議に基因せりとす。

三會合同大會と稱して今尙世人の記憶に新なるは、明治四十一年六月十八九日の兩日新潟縣會議事堂に於て吾支會と新潟縣地主協會及新潟縣斯民會と三會合同して開催せるものは是なり。出席者無慮一千餘名にして來賓として縣高等官、各部長、代議士、縣會議員、縣立各學校長、郡市駐在農業技手、篤農者等を網羅し中央よりは井上內務省參事官、月田農商務省農政課長、有効農商務技師、湯原東京音樂學校長留岡東京家庭學校長、及小野兵庫縣農事試驗場長、高林靜岡縣農工銀行頭取等にして實に本縣としては從來絶て見たること無き盛會なりき。又當支會總會に於ては會則の改正案、經費豫算及縣費補助請願に關する建議等滿場一致を以て議了し、此間組合經營の實驗談あり、施設事業に對する意見の交換あり、同志の意氣旺溢せるを見る。

同四十二年七月六日新潟縣會議事堂に於て、新潟縣斯民會と合同して大會を開催す、是れ縣下產業組合の第四回大會なりき。恰も好し大河津分水工事起工式に臨席せられたる、平田内務大臣一行の臨席せらるゝあ

り、參會者七百餘名に上り非常の盛況を呈せり。吾中央會の會頭にして内務大臣たる平田子爵の剝切懇到なる訓演あり、又三松農商務參事官、佐藤農科大學助教授、留岡内務省囑託の有益なる講演あり、協議事項としては表彰規定の制定機關雜誌發行の件の如き本會發展上重要な議決を爲し、次回の大會々場を長岡と定めしが如き、其發展策として機宜に適せるもの亦鮮少ならずとせず。因に當日參會者には紀念の扇子美麗なる繪葉書、新潟縣に於ける善き產業組合其他各種の印刷物を配布するが如き、頗る意を用ひて斯會の効果を大ならしむるに努めたりき。

前回の決議に基き第五回大會及通常總會を四十三年七月十六日長岡商業會議所内に於て開催せり。當日出席組合數、壹百會員數二百餘名其他來賓及篤志者を合せて五百餘名に達せり。且此機會に於て始めて表彰式を舉行して神谷信用組合外五組合を表彰し併せて紀念品を贈與せり。農商務省藏川事務官及盲天外森恒太郎君の講演ありて、聽衆を感激せしめたるもの甚大なり。又此時に於て始て支會費徵收の方法を定め、新設組合の補助獎勵は本年限り廢止し、更に指導獎勵の職員を増置する事に決し、產業組合聯合會設立に關する件は最も其重要なる協議事項なりき。而して本縣が此際從業者表彰式を舉行し、此日選賞の光榮を荷へたる者十五名を出せるが如き特筆の價值あり。尙一言を加ふべきは今次大會の經費約三百圓の内貳百圓は、高橋富永の正副會長及農工銀行の寄附援助に賴れるものにして、吾支會の深く記憶して譲るゝ能はざる所なり。

第六回大會は四十四年十一月一日新潟師範學校に於て開催せり。此日出席せるは小松原中央會副會頭、樺田

中央會主事、副嶋農商務事務官、伊藤中央會理事又兵庫縣農會長、山崎高知縣農林學校長其他本縣知事始め縣内來賓等二百有餘名にして小松原副會頭、副嶋事務官、山崎農林學校長、兵庫縣伊藤長次郎等の最も有益にして適切なる講演あり、又幾多重要な協議事項ありしも就中吾支會基金募集の件、最も重要なものゝ一にして満場一致之を可決し、以て吾支會將來の發展を期せんとする精神融然一和し、之が完成を誓へしを見たるは今尚欣快の情に堪えざる也。又組合經營と參考資料との陳列は、益々其數の増加と共に光彩を發揚して、參觀者の資益頗る大なるに至れり。縣下信用組合預金番附の如きも實に此大會に配付せるを權與とせり。

第七回大會は大正元年十一月二四兩日に亘り新潟縣農會に於て開催せり。出席會員百七十餘名にして有働農商務技師、高木第十三師團主計正其他多數來賓あり、又七谷信用組合外一組合の表彰式を舉行し、講演には有働技師高木主計正あり協議事項として左記の如く最も實際的にして、且適切有要なる問題に付き、孰も眞面目に將た熱心なる討議攻究を重ねたるは特筆に値せり。

- 一、組合員ノ德義涵養ニ關シ各組合ニ於テ採タル方法及其實績如何、並ニ今後採ルベキ方法如何
- 一、購買販賣組合聯合會設立ニ關スル件
- 一、產業組合法ニ依ル農業倉庫ニ對シ、米券倉庫同様輸出米検査ノ便宜ヲ與ヘラレムヲ知事ニ請願スルノ件。

一、聖旨奉戴記念事業實行ノ件。

一、明年度全國組合大會ヲ新潟市ニ開催ヲ求ムルノ件。

第八回の大會及通常總會は大正二年十一月七八の兩日、北蒲原郡新發田町尋常高等小學校内に於て開催、出席會員二百廿六名にして石黒農商務省書記官、留岡内務省囁託、安藤知事其他の來賓四十餘名、澤根信用組合外一組合の表彰式を舉行せり。石黒書記官留岡囁託及藤井界雄師の講演あり。之を機として同郡協議會主催の産業組合品評會褒賞授與式、又別席に設けられたる参考展覽會は其數三百餘點に達し、有益にして多趣味なる頗る參觀者の注意を惹けり。且参考品の販賣方法を設けたるは今回を嚆矢とし、頗る參觀者の満足を得たるが如し。

第九回大會は大正三年十月十七八兩日新潟縣物產陳列館内に於て開會、出席會員四百餘名に上り森谷農商務事務官有馬中央會講師を始として縣郡大官名士の來賓六十餘名に達せり。例に依て濱忠信用購買生產販賣組合外三組合の表彰式を舉行し、参考品の展覽會は回を重ねるに従ひ益々光彩を發揚せり。森谷有馬日黒書記等の講演あり、決議事項としては時局に對するもの、殊に部會設置の必要を認め吾支會々則改正の件を議定せらるが如きは特記すべし。

第十回大會は吾支會創立五十週年記念式と優良組合表彰式とを併せて舉行せるものにして、大正四年十月五六の兩日新潟縣物產陳列館内に開催せり。中央會よりは志村副會頭、三輪同會講師樺田同主事の臨席あり其

他來賓として高官名士の参列無慮五百餘名に達せり。表彰式は長岡信用組合外二組合を選奨し、志村副會頭の訓演、坂知事の訓辭、坂縣農會長、吉田新潟市長及有志加藤勝彌君の祝辭等ありて稀に見るの盛況を呈せり。協議事項の重なるもの御大典當日奉祝の誠を效す爲め各組合の探るべき態度、産業組合と市町村農會青年會教育會斯民會其他實業團體との聯絡方法、組合事業豫定計畫の確立、中央會基金募集及支會基金蓄積完成、大典記念事業に關する決議等あり。又吾支會長高橋九郎翁の多年功績に對し感謝狀並に記念品贈呈の建議は満場一致の贊同を博し直に其贈呈式を行へ、記念品なる金盃一個は追て調製の上贈呈する事とせり。其他樺田主事藤井界雄師の講演、松田長岡信用組合長等の實驗談あり記念大會の事とて吾支會より種々の記念品を交付したるのみならず、他より寄贈を得たるもの少からず。殊に市内三活動寫眞館より無料觀覽券の寄贈を得たるは感謝すべき事に屬す。

第十一回大會は大正五年五月三四四兩日新潟縣物產陳列館内なる第十二回全國大會々場に於て開催、今次は高橋會長既に腦溢血に罹られ會務に鞅掌し難きに依り、富永副會長之に代り會則の改正及評議員委任決議に關する件等を行へ優良組合表彰式には平田中央會々頭を始め、道家農務局長坂本縣知事其他重なる全國大會出席者等數百名の臨席を得て舉行し新穂信用組合、西神納信用組合、中條東部信用購買販賣組合、横住信用購買販賣組合選獎の榮を蒙れり。式場にては平田會頭の祝辭坂知事の訓辭等ありて稀有の盛況を呈せり。

第十二回大會は大正六年五月廿一日長岡市中島尋常高等小學校に於て開く、時恰も同市開府三百年祭舉行に

際せしを以て非常に盛況を極め、會員出席二千名の多きに達せり。協議事項としては經營上特に要すべき注意、聯合會役員協議會の開催、組合及聯合會に於て米販賣の場合は移出米手數料を免除、組合使用水車及船舶の縣稅免除の二建議を可決せり。次て有馬中央會講師吉見海軍中將の有益なる講演ありたり。尙地元六組合にては此際特に長岡產業組合協會を組織して、大に來會者の斡旋待遇に努められたるは深く感謝する所とす。

大正七年九月廿八日高田市立尋常高等小學校に於て開催せるは第十三回大會なり出席會員五百名平田中央會頭告辭、樺田主事代讀、渡邊知事訓辭、野村第十三師團經理部長、倉石高田市長等の祝辭あり。重なる議事としては時局に對し組合の注意及施行すべき事項、餘裕資金の運用方法、地方風紀の改善上組合として注意すべき要件等を議決し、建議中にも各郡市に專任指導者一名を置き之が補助を知事に申請すること、地方產業の發達に關係ある重要問題は、可成各組合の意見を徵せむことを地方當局に要望す、尋常小學六學年教科書中に產業組合の一課を加へられむことを文部大臣に建議の件等、時勢に策應せる緊急問題たりしを失はず又今次表彰の榮を荷へしは胎内信用購買販賣生產東組信用購買大和信用の三組合なりき。殊に本會に於ては舊臘病癆を以て辭職せられたる高橋會長赫々たる多年の功勞に對して、縣下同志の春來企畫に係れる記念品贈呈の式を舉行し、渡邊知事の効功なる頤德演説ありたり。講演としては樺田中央會主事、日本勸業銀行員中村元智諸氏の長廣舌を振はれたる所ありて資益頗る多かりき。

第十四回大會は大正八年八月一二兩日佐渡郡新穂第一尋常小學校に於て開催せり、同郡は由來風光明媚なると共に名勝舊跡に富めるを以て、之を機として參會する者一千五百名の多きに及べり。此會に表彰の名譽を荷へるは濁川村相濟信用、金澤信用購買販賣生產の兩組合にして今井内務省囑託の有益なる講演もありたり地元主催者は地方名物なる謡曲半彌節等を演藝して、來會者の趣味をそよること多かりき。

大正九年八月廿日第十五回大會は、越後一之宮たる彌彦神境に於て開催せらる。同宮司の好意と郡協賛會の盡力とに依り、舞樂殿と拜觀所とを大バラツクに包みて會場に充て、舞殿を演壇として四方紅白の幕を繞らし自ら莊麗の念を生ぜしむ。出席會員千數百名議題としては組合啓發上我支會に於て更に施設すべき方法として縣下數箇所に於て組合經營者研究會の開催、參考資料を蒐集して當業者への配附、一層事業組合の啓發指導に盡力すること等を議決し、今次初催せる表彰組合懇談會にては、信用組合聯合會の合併機運の促進を望み、其他本會評議員會郡市部會役員協議會等ありたり。因に今回の表彰は保証責任板尾信生、無限責任彌彦村友義信用の二組合なりとす。

第十六回大會は大正十年七月十三四兩日柏崎尋常小學校に於て開けり、出席會員一千餘名にして財界現下の趨勢に對應し最も適當に組合資金の充實を期し、農村組合の經營上思想を善導し勞資協調の實を擧げしむべき方策等に付き審議討究せり。大塚日銀新潟支店長、仙石中央會主事、農學博士橋本傳左工門諸氏の有益な講演あり、有限責任中里信用、同西海信用の二組合表彰を受く。

新津尋常高等小學校に於ての開催は大正十一年十一月二日にして第十七回の大會たり、恰も好し同町にて同郡物產共進會ありたるを以て出席會員一千四百名の多きに及べり。内容の充實事業の擴張を以て組合の使命を完ふすべき決議を始として思想の善導、中央金庫の設置、購販組合に於る醤油釀造及煙草小賣指定の件など大會の議事に次ぎ御慶事奉祝記念事業、組合として刻下の状勢及小作問題に對せる措置、市町村歲出入に屬する現金を信用組合に預け得る様、遂行の件等協議する所ありたり。佐藤農學博士の講演に次ぎ有責十全信用、有責笹岡信購販利兩組合の表彰式を舉行せり。

大正十二年は關東大震災に遠慮して大會を開かず、十一月廿六日長岡市なる新潟縣販賣購買組合聯合會新築事務所樓上に於て、縣下產業組合長會議を開きたり。主務者六拾餘名、組合長二百五十名相集り小原知事の有益なる演説を聽き縣諮詢案たる組合事業の普及、聯合會事業の徹底等に付き審議せり。且新に組合功勞者表彰式を舉行し、無責彌彦村信用の柳川權藏、有責七日市信用の新保作太、有責日光信利購販の猿子善吉、有責堀之内村信用の八木純吉、有責北谷信購販の八木萬吉、有責眞野信用の本間喜市諸氏等之が選獎の榮に浴せり。

第十八回大會は大正十三年十一月六日南魚沼郡六日町小學校屋内運動場に於て開催す。來會八百有餘名縣諮詢の理事者養成に關せる適切方法、協議案たる自作農の維持創設、農村電化の實現及市街地組合の經營上留意、貯金獎勵計畫の遂行、縣販購聯合會として鹽元賣捌人に指定又購買組合を煙草小賣人に同聯合會を其元

責捌人に指定、官廳又は公益法人と直接取引せむこと、信用組合又は協同組合の名稱に依り定款の規定のみを以て各種事業を兼營し得る様法の改正を求めむとすること、組合用自轉車荷車貨物自動車免稅の件等頗る時事及經營上適切なる問題に付き協議する所ありたり。尙其際表彰せられたるは有責利販購柵尾市場、有責浦佐信購利の二組合なり。

(ロ) 優良組合視察

組合理事又は組合を設立せむとする者をして成績良好なる組合を視察せしめ、又其視察の結果を大會開催の席上に於て報告せしめ、若くは會報紙上に掲載して一般經營の参考に資せり。而して縣内組合を視察する際には、必ず本會主事を同行せしめ實地指導を併行せり。其概要を摘記すれば左の如し。

明治四十二年西蒲原郡岩室信用組合長高島幸藏君及中頸城郡至誠信用組合長富永孝太郎君に嘱托して長野縣の高岡信用組合、蠶糸販賣組合有誠社、群馬縣の野中信用組合、埼玉縣の潮止信用組合石戸村信用組合東京府の入新井村信用組合玉川村購買組合、神奈川縣鍛冶屋信用組合を視察す。

明治四十三年新潟市新潟成資信用組合理事長林靜治君及三島郡七日町信用組合長新保作太君に嘱托し静岡縣の不二見村信用組合、同購買販賣組合、静岡購買組合、焼津町生產組合有玉村中郡村信用組合、愛知縣の葉栗信用購買組合、名和前信用購買組合、小川信用購買組合、加治信用組合等を視察せり又西神納信用

組合長平山猪八君、二十日信用組合長小野里兵吉君、粟生津信用組合長和田悌四郎君、七谷信用組合長笠原宇一郎君、西鎧田信用組合常務山井岩二郎君に嘱托し三條成產信用組合、東組信用購買組合、七日市信用組合、神谷信用組合、濱忠信用販賣購買生產組合を視察せり。

明治四十四年川東信用購買組合理事田巻清治君、小出購買販賣組合長倉島澤次郎君、大蒲原信用購買組合理事岩野二一郎君に嘱托し福島縣の小國信用組合、片曾根信用購買組合、真野信用購買組合、栃木縣の矢板信用組合、本郷信用組合、東京の入新井信用組合を視察し又西海信用組合長小川喜代治君濱忠信用購買生產販賣組合長灰野爲吉君、水上信用購買組合長原田寅之丞君、横任信用購買販賣組合長鹽崎一治君、塙山信用組合長長谷川彌五八君、石津信用購買組合買理事丸山誠一郎君、長岡信用組合理事池田忠藏君、布川字八君、塙之内村信用組合理事八木純吉君に嘱托して十日町至誠信用購買組合西鎧田信用購買販賣組合大崎信用購買販賣組合、神谷信用組合、七谷信用組合、大蒲原信用購買組合、二十日信用組合、川東信用購買組合、日光信用組合、濁川相濟信用組合、新潟成資信用組合を視察せり。

大正元年松代信用購買販賣組合長富澤和長治君、中條信用購買販賣生產組合長田邊喜代作君に嘱托し京都府の伏見信用組合、大阪府の歌垣信用購買販賣組合、兵庫縣の大中信用購買組合、石守信用購買販賣組合三重縣の玉瀬信用購買販賣組合、豊地信用購買販賣組合、生糸販賣信用組合、伊賀東海社山田紙業生產購買組合を視察し又佐々木村信用購買組合長野本治三郎君、二本松信用購買販賣組合長高橋太一郎君、中浦

信用購買組合長波多野英太郎君、日光信用購買生産販賣組合常務松川市藏君、割野日進信用購買組合理事林幾松君、金津信用購買組合信用評定委員鈴木警吾君に囑托し西館田信用購買販賣組合、中條信用購買販賣生產組合、塙山信用組合、長岡信用組合を視察せり。

大正二年は特に本縣より補助を得團体を組織して富山、石川、福井三縣の優良組合を視察せり其團体の一
行は本會齊藤主事政木本縣農業技手を先導として神谷信用組合理事高橋逸平君、餘目信用購買販賣組合理
事小越忠太郎君、長岡信用組合監事鈴木丑松君、同監事大高彦次郎君、同理事池田忠
藏君、十日町信用購買販賣組合長穗刈一三君、大鄉信用組合事務員幸田吉之介君、千手町信用組合主事佐藤榮
太郎君、中條信用購買販賣生產組合理事小黒利吉君、西館田信用購買販賣組合長山井富太郎君、大面信用
購買販賣組合長片野寅太郎君、五十澤信用販賣購買組合理事板鼻亮策君、城内村信用組合長上村利悅君、
横住信用購買販賣組合理事原吉藏君、同理事田中一郎君、佐々木村信用購買組合長野本治平君、二本
松信用購買販賣組合理事原吉藏君、同理事田中一郎君、佐々木村信用購買組合長野本治平君、二本
中島積志信用購買販賣組合理事原吉藏君、同理事田中一郎君、佐々木村信用購買組合長野本治平君、二本
松信用購買販賣組合理事原吉藏君、同理事田中一郎君、佐々木村信用購買組合長野本治平君、二本
理事三田村信之助君、下越購買販賣組合聯合會書記櫛谷岩吉君等二十六名にして富山縣支會主催一府八縣
聯合組合大會に出席し富山縣の富山賣藥信用組合横田信用購買販賣組合、石川縣の勅使信用購買販賣組合
福井縣の松原信用組合を視察せり。

大正三年長澤村信用購買販賣組合長石月佐傳次君、島田信用購買組合長大矢良左工門君、長岡信用組合主
事松田周平君、大野購買組合理事石井喜三治君に囑托し、京都府の伏見信用組合大坂府の長瀬信用購買販
賣生產組合、岡山縣の八濱生產販賣信用購買組合を視察せり。又縣内に於ては浦本信用組合理事島田時治
郎君、黒川信用組合理事富島繁太郎君、板倉同志信用組合長鈴木菊五郎君、岡田信用組合理事北州周治君
に囑托し神谷信用組合、長岡信用組合、上組信用組合、西館田信用購買販賣組合を視察せり。

大正四年澤根信用組合長山西藤左工門君、菅原信用組合常務勝山左三郎君、東組信用購買組合理事星野惣
太夫君、同清水儀三郎君に囑托し富山縣の上原信用組合、上原生產販賣購買組合、富山賣藥信用組合、高
岡漆器購買販賣組合、苗加信用購買販賣組合、鷹栖信用購買販賣組合、石川縣の勅使信用購買販賣組合を
視察し又縣内に於ては兩川自彌信用組合理事豐岡莊須計君、胎内信用購買販賣組合理事坂上長悟君、大
川谷信用購買組合長富樺翁君、村上信用組合書記近藤永吉君に囑托し西館田信用購買販賣組合、七日市信
用組合、長岡信用組合、上組信用組合を視察せり。

大正六年九月佐渡郡優良組合視察として縣下組合有志者を以て視察團を組織し佐渡郡金澤、新穂、澤根、
眞野等の諸組合を視察す。

大正八年三月川東組合長宮野真三郎君、胎内組合長坂上長悟君、和納組合佐藤徳太郎君に囑託し谷主事補
同行桟木埼玉、群馬東京等の四府縣優良組合を視察せり

大正十三年四月九日より十二日間の豫定を以て福岡縣に開催されたる全國大會を機とし近藤正吾君外二十名を以て關西優良組合視察團を組織し本會より谷主事同行島根縣青原信購販利組合、愛媛縣余土村信購販利組合、香川縣丸龜農業倉庫、岡山縣茶屋町信購販組合及兒島灣開墾狀況其他各縣の農事施設等を視察せり

其他縣内外の組合視察に就ては隨時便宜を與へたること枚舉に遑あらず

(八) 表彰

本會は成績良好なる組合を選抜し、又は善行篤志の組合員を調査して之を表彰するの規定を設け、去る明治四十三年縣下産業組合大會に於て第一回産業組合表彰式を舉行し、又善行組合員は其組合の通常總會開會の際に於て行へり。而して之が事績は毎回「善き産業組合」或は「表彰組合事績」として既に數輯「新潟縣に於る善き産業組合員」として亦數輯を編纂して剖劂に附しつゝ、普く世上に公布し居れり。尙組合の表彰には表彰狀の外に記念品として手提金庫を贈與し、組合員の其には吾支會制定の紋章を附したる紋附羽識地一反を贈與せり。加之縣下組合にして中央會より其の榮に浴せるものも歎とせず、先づ其組合の設立年月日、事務所々在地、表彰年時、組合名を擧ぐれば左の如し。

設立年月日 事務所所在地 表彰年時 組合名

三七、三、二五	三島郡 来迎寺村	同 大正四年十三年中央會	有限責任神谷信用組合
三四、二、二一	南蒲原郡 三條町	同 明治四十三年中央會	同 三條成產信用組合
三九、一、三一	三島郡 日吉村	同 四十三年中央會	同 同
四〇、七、一九	北蒲原郡 加治村	同 四十三年中央會	同 七日市信用組合
三八、一二、一五	南魚沼郡 上關村	同 四十三年中央會	同 責任無限責任日光信用利用販賣購買組合
四〇、九、二〇	北蒲原郡 安田村	同 四十五年中央會	同 同
四二、九、二〇	中蒲原郡 七谷村	同 大正元年中央會	同 上關信用組合
四一、一、二一	三島郡 塚山村	同 三年中央會	同 二十日信用組合
四〇、一一、一四	佐渡郡 澤根町	同 三年中央會	同 同
三九、六、一八	古志郡 上組村	同 二年支會	同 七谷信用組合
四一、一〇、二〇	刈羽郡 石地町	同 二年支會	同 同
三九、一一、二七	西蒲原郡 岩室村	同 二年支會	同 同
三八、一二、二二	南魚沼郡 蔽神村	同 二年支會	同 濱忠信用購買利用販賣組合
四二、一、一一	長岡市 船江町	同 二年支會	同 岩室信用購買販賣利用組合
	北蒲原郡 佐々木村	同 二年支會	同 蔽神信用販賣購買組合
		同 二年支會	同 長岡信用組合
		同 二年支會	同 佐々木村信用購買販賣利用組合

三九、一二、二四	北魚沼郡 堀之内村 同	同 堀之内村信用組合
四三、八、二〇	佐渡郡 新穂村 大正五年支會	同 新穂信用利用組合
三九、三、二八	東頸城郡 安塚村 大正五年支會	同 有責任 橫住信用購買販賣組合
四二、六、一四	中魚沼郡 中條村 同	同 中條東部信用購買組合
三八、二、六	岩船郡 西神納村 同	同 西神納信用販賣購買組合
四二、六、一〇	中蒲原郡 兩川村 同	同 兩川自彊信用販賣利用組合
四一、四、二八	古志郡 北谷村 同	同 北谷信用購買販賣組合
元、八、一〇	北蒲原郡 黑川村 同	同 胎內信用購買販賣利用組合
四一、七、一八	長岡市 四郎丸 同	同 東組信用購買販賣利用組合
三六、五、七	中頸城郡 和田村 同	同 大和信用組合
四二、八、六	北蒲原郡 潁川村 同	同 潁川相濟信用組合
四二、六、一二	佐渡郡 金澤村 同	同 金澤信用販賣購買利用組合
二、六、二三	古志郡 栄尾町 同	同 責任 栄尾信用購買利用組合
四二、六、九	西蒲原郡 彌彥村 同	同 無責任 彌彥村友義信用組合
八、六、一九	西頸城郡 西海村 大正十年支會	同 有責任 西海信用組合

次に我支會に於ては表彰組合員として左の諸氏を表彰せり。

三九、八、二三	刈羽郡 中里村 同	同 中里信用販賣購買利用組合
四二、六、一	中蒲原郡 十全村 同	同 責任十全信用組合
四四、六、八	北蒲原郡 笹岡村 同	同 笹岡信用購買販賣利用組合
七、一〇、二四	古志郡 栄尾町 同	同 利用販賣購買組合 栄尾市場
三、七、三	南魚沼郡 浦佐村 同	同 浦佐信用販賣購買利用組合

明治四十三年一月

神谷信用組合員	岡村利七
新潟成資信用組合員	櫛谷岩吉
岩室信用組合員	伊藤留次郎
三條成產信用組合員	棚橋マス
横住信用組合員	野澤惣五郎
日光信用組合員	倉島吉郎
石川信用販賣購買組合員	土肥武右衛門
岡田信用組合員	須藤啓太郎
澤銀信用組合員	吉吉

明治四十四年一月

明治四十五年一月

日光信用生産販賣購買組合員

松代信用購買販賣組合員

中野 坦次郎
小島 音作
吉原 伊佐吉

同 大正二年一月

上組信用組合員

又地方産業組合の貢献者として、中央會より表彰の光榮に浴し功勞章贈進せられたる諸氏は實に左の如くな

りこす。

紫綬功勞章

大正七年四月廿七日

本會長

故高橋九郎

紅綬功勞章

大正八年四月廿六日

本會長

富永孝太郎

綠綬功勞章

大正四年五月四日

理事

林静治

同 同

大正五年五月五日
大正八年四月廿六日

講師

故櫻井市重

同 同

大正十一年四月二十日

講師

故齋藤善太郎

紅綬功勞章

大正十三年四月十六日

顧問

松田周平

綠綬功勞章

大正十四年四月十五日

講師

梅原寅之助

同 同

理事

故長谷川彌五郎

尙多年産業組合の經營に盡瘁し功勞顯著なる者を本會に於て選拔し大正十二年度より之を表彰せり其氏名左の如し

西蒲原郡無限責任彌彦村友義信用組合

三島郡有限責任七日市信用組合

北蒲原郡有限責任日光信用利用販賣購買組合

北魚沼郡有限責任堀之内信用組合

古志郡有限責任北谷信用販賣購買組合

佐渡郡有限責任真野信用組合

以上大正十二年表彰

北蒲原郡有限責任佐々木信用購買販賣利用組合

南蒲原郡有限責任三條成產信用組合

三五

原野吉平 本山健治 本間喜吉 木萬吉 木子吉 木喜吉 木善吉 木純吉 木愛吉 木作吉 木寅吉 木良吉 木作吉 木柳太郎 木新太郎 木柳太郎 木保太郎 木作太郎 木藏太郎

以上大正十三年表彰

(二) 講習及講話

我支會は夙に産業組合の普及發達を圖らむが爲に、講習講話の必要にして且捷逕なるを認め、及ぶ限り郡市又は町村よりの要求に應じて講師を派遣し、時に會場費の幾分をも負担して其開催を促したりき。先是新潟縣農會に於ては同じく産業組合獎勵の方策として或は中央より専門大家を招聘して講習會を開き或は巡回講習會を催ふし、又自會の技師幹事を派遣して各郡市に講習講話を開催し努めて斯業の鼓吹唱導に當りたりしは苟も縣下産業組合發達の歴史を知らむとする者の看過すべからざる事とす。而して我支會設立後第一回の講習會を開催せしは、明治四十一年九月十日より十五日迄古志郡役所を以て會場とせるものにして、講習科目の如きは中央會の指示に從へたり。爾後回を重ねること數百回各郡市殆ど之を開催を見ざる所無しとす。

又別に郡市或は組合よりの希望に應じ之を催し、本會より講師を派遣せるもの勘とせず。

明治四十四年よりは組合事務の刷新を圖り、併て指導監督の効果を完からしむる爲め、各郡市主任者にして常時組合事務に執掌せるもの、郡吏員農會役職員組合理事者にして聽講希望者に對して組合經營に關する實務及帳簿種類の整理に關する實務講習會を開催して、本會より講師を派遣したこと數十回に及び、之が爲

に組合の新設を促がし又は其經營に資益せしこと大なり。大正八年に至りては混沌たる當時の思想を善導し將に來らむとする財界の變局に備ふる策を講ずべく、中央會の事業を贊助して講師の派遣を乞ひ「共存共榮主義の鼓吹」「勤儉貯蓄の獎勵」なる組合精神發揮の二大要項を標榜して新發田、長岡、柏崎、高田、安塚の五ヶ所に於て第一回宣傳講習會を開きたり。之に引續きて我支會は各郡市に其實行の協議會を開かしめたる結果、效果の頗る顯著なるものありて其後我支會への報告に依れば、出資を二三倍に増加し又は貯金一人平均七拾五圓を最高として、廿圓乃至五拾圓に増額せるもの多し。斯くて貯金に於ては前年末縣下最高一人平百卅七圓のもの、同年には六百卅餘圓に増加せるの好成績を示したり。同年また中央會事業として市街地に於る消費組合の設立と共に組合思想の普及は極めて必要の事に屬せりとし講師の派遣を乞へて長岡新潟兩市に購買組合講演會を開き是亦相當の効果を收めたり。大正九年に於ては主務者會議の決議として郡市の希望に依り講習（經營監査）講話（組合普及組合員啓發）の諸會を開催せり。而して當時恰も不良不振組合の改善整理時代に際ししを以て、郡部會に於て主催する場合は相當條件の下に之が經費の幾分を補助することさせり。大正十三年に於る我支會の事業としては、最も重きを組合經營者及事務員の養成努力に置き四月一日より實務聯習所を設置し、縣下組合の發達上相互の研究所たらしむると共に、本事業上の聯絡を爲さしむるを目的とし便宜これを新潟縣信用新潟縣販賣購買の二組合聯合會に委託し居れり。

我支會は從來中央會にて例年開催せる長期講習に對しては毎年斡旋して講習生を派遣せしめつゝありしが

固とは是れ僅に一部に限られて實際經營者に對して、高尚なる組合思想を涵養するの困難なるに顧み、大正十三年七月一日より十四日迄赤十字新潟支部樓上に於て最初の高等講習會を開催せり。之が受講申込者九十六聽講者三十四、終了者七十五、講習時間七十五時の長きに亘りて熱心に聽講し大に得たる所ありたり。其科目は産業組合概論、信用事業及農村問題、事業組合經營、簿記、農業倉庫法規、組合關係法規、中央金庫事業、金融、度量衡器取扱、商品及手形、動力農業に就て、聯合會事業等にして何れも時代要求とし組合經營として緊急適切なるの問題なりき。尙我支會は組合思想涵養方法の擴進に努め。大正十四年度事業として前年の高等講習を繼續し且つ普通講習婦人講習會、短期講習組合員講習等を開催し活動寫眞フィルム貸附規程の制定、浪花節講演者の紹介等をも爲し、直間接に組合思想の發揮に努力しつゝあります。

尙組合及聯合會の經營者のみならず、之等を監督指導の任にあたるべきものを中央會に於て長期の講習會を開催するに際し本會より推薦し受講せしめて指導獎勵の任に當らしめつゝありて其數實に四十名の多きに及び相當の効果を擧げ居れり。

(ホ) 實地指導

我支會は組合事業の經營又は帳簿書類の整理其他實業執行上、必要なる實地指導の爲め理事主事又は書記をして各組合を巡回せしめ、又組合を設立せんとする者に對しては定款諸規程の作製帳簿の整理登記報告の手

續等必要なる指導斡旋に力めたり。而して這般實地指導は多くは講習講話等出張の機會を利用し併せて之を行へたり。之を既往年次に依り掲示すれば左の如し。

年 次	組合數	年 次	組合數
明治四十二年	七二	明治四十三年	七六
明治四十四年	七一	大正元年	七一
大正二年	一〇五	大正三年	八二
大正四年	一五六	大正五年	一一五
大正六年	一二五	大正七年	八四
大正八年	三八	大正九年	七七
大正十年	四六	大正十一年	二三
大正十二年	二七	大正十三年	二四
計一一九二			

(ヘ) 組合協議會

我支會は各郡市組合を勧誘し、毎年一回又は二回宛組合役員相會して經驗を交換し研究を披瀝し、以て實地

經營に資せしむる爲に協議會を開催し、我支會役員これに出席し諸般の指導援助を爲したり。之が爲め組合事業の聯絡を謀り經營の方法、簿書の整理等に便益を得たる而己ならず、各組合の競争心を誘起し相互視察の動機を與へゝ益々組合の發展を期するに至れり。各年度の概況左の如し。

年 度	協 議 回 數	年 度	協 議 回 數
明治四十一年度	三	明治四十二年	八
明治四十三年	一四	明治四十四年	五
大正元年	七	大正二年	七
大正三年	九	大正四年	九
大正五年	七	大正六年	七
大正七年	八	大正八年	六
大正十一年度	一二	大正十一年度	六
大正十三年	一九	大正十二年	一七
大正十三年	一九	大正十三年	一七

(ト) 役 職 員

我支會の前身たりし新潟縣產業組合協議會は、議決事項の實行及會務處理の爲に左記四名の幹事を擧げ、主任幹事として齋藤農會幹事之に當れり。

有限責任 神谷信用組合長	高 橋 九	同 新潟成資信用組合理事長	林 靜 治 郎
副 會 長	高 橋 九	同 新潟購買組合理事	小 野 塚 弼 正
副 會 長	高 橋 九	新 潟 縑 農 會 幹 事	齋 藤 善 太 郎
理 事	高 橋 九	新潟成資信用組合理事	林 櫻 井 静 市
同	高 橋 九	澤 海 生 產 販 賣 組 合 長	伊 藤 九 郎 太 郎
同	高 橋 九	新潟縣農會幹事	齋 藤 善 太 郎

顧問として阿部縣知事、佐柳縣第三部長、山田縣農會副會長、眞島縣地主協會副會頭等を推薦し明治四十一

年五月に至り齋藤善太郎理事を辭して主事となれり、是れ當支會に主事を置けるの權輿なりとす。而して高橋會長は爾來十有四年の久しき、地方產業組合の嚴父とし我支會の慈母として盡瘁せられたりしが、揣らず不起の病に侵され大正七年九月辭職、現在の富永會長其後を襲へり。齋藤主事亦在職十五年の長きに亘り創業助長の功大なるものありしも、一身の事故を以て八年三月其職を退き同年四月小川勝次郎代りて主事と爲り同十年八月迄就職、同十一年四月梅原寅之助主事となり十二年七月縣產業主事に轉任後、當時主事補たりし谷金吾を十三年四月主事に任し今日に及べり。斯くて主事の下には主事補書記囑託等數名を置きて事務に鞍掌せしむ。

我支會は又明治四十三年より、縣下の有力なる組合長若くは直接關係ある縣各課長等を理事に、大正三年よりは組合事業の監督者及其智識經驗あるの諸氏を講師に推薦し、更に大正四年よりは會運の隆昌擴進に鑑み各郡市長をも顧問に推薦せると共に各郡市産業組合主任を地方委員に囑托し、又各郡市に評議員及通信委員を置けるが如き、只管斯業の改善發達に努力しつゝあり。即ち現在の役職員左の如しどす。

會長	富永孝太郎
副會長	宮野眞三郎
理事	藍澤重一
同	山久

会 長	高 島 卷	高 島 喬	鳥 居	太 谷	塚 田	武 田	梅 原	新 友	坂 井	渡 井	森 井
副 會 長	高 島 清	高 島 三	居	田	田	田	寅	喜	村	施	邊
理 事	同	同	同	同	同	同	之	之	井	左	山
同	同	同	同	同	同	同	同	同	工	工	久
囑 託 兼 講 師									門	門	
主 事 補											
講 師											
主 事											
同											

顧問	真島桂次郎	宇佐美周
同	小原新三郎	伊曾根橋
同	星野惣太夫	澤久括
同	藤井當平	萬吉治
同	笠原維織	英治
同	松田周郎	紫
同	藤原平郎	佐周
同	佐藤友右衛門	根括
同	谷周郎	萬吉治
同	宇一郎	英治

(チ) 通 信 委 員

大正四年十月より各郡市に一名宛通信委員なるものを置きて其郡市内に於ける組合の状況、組合員の動静は勿論地方産業及經濟の状況等に付き、隨時通信を求める又は之を會報に掲載して讀者の参考に資し、或は組合經營上及事業上の連絡を計りつゝありしも、其後各郡市に產業組合事務者設置せらるゝに至れるを以て、該主務者は郡市部會事務遂行の任に在ると共に、通信委員に代れるか如きこととなるに至れり

(リ) 代 表 者

中央會の定款に依り中央會の總會を組織する爲に、各府縣支會の區域毎に代表者を選出するの規定にして、我支會區域より選舉したるは左の如し。

- 一、第一回の選舉即ち明治四十三年三月選舉を行ひ、當選したるは有限責任神谷信用組合長高橋九郎にして、明治四十五年三月及大正三年三月の二回滿期改選を行ひたるに同じく再選重任す。
- 二、大正五年三月第四回滿期改選の際には、會員增加と共に議決權も増加し、之が爲に代表者二名を選出する事と爲り、其選舉を行ひたるは有限責任神谷信用組合長高橋九郎、有限責任新潟成貢信用組合長林靜治の二氏當選せり。

大正七年三月改選したるに會長富永孝太郎副會長松田周平の二氏當選し、大正十二年三月まで重任せしも其後中央會に於ける代表者選出規程改正となり、現在代表者は現本會々長にして有限責任新潟縣信用組合聯合會長たる富永孝太郎氏を選出したり。

(又) 仲介斡旋

我支會は各組合事業の經營に關して必要な指導を爲し、其執行上の便宜を與へ居ることは既述の如し。然れども更に現役組合に對し其根抵を鞏固にし、其活動を期する上に於て最も重要なは組合に對する金融の圓滑を圖り、又は物資需給の周到なる便宜を與ふるにあることを認めつゝ、明治四十二年以來農工銀行其他取引關係に付き仲介機關として畫策する所ありしが、同四十三年政府より産業組合に對し低利資金供給の途開かれたりしを以て、我支會は當該官廳と勸業農工兩銀行との間に在りて、斡旋指導の勞を探る所ありたり。又同年八月中旬關東々北地方の水害頗る慘憺たるものあるに際し、之が善後策として被害地方の組合の爲に、物資の供給斡旋を企てつゝ中央會より各支會に通牒を發し、一は需要品の申込を受け、一は生産品の供給申込を受くる事とし、我支會は之に付て斡旋する所あり、當時組合として直接効果を見ること能はざりしと雖、倉庫事業に於る米穀移出等は相當新販路を擴張することを得たり。

更に大正二年に至り中央會が日本勸業銀行と協定して、産業組合資金仲介の事業を開始し、専ら各支會をし

て此事に當らしむるに及び、我支會は努めて之が便宜を圖り、又其翌年度に於て政府が時局救濟の爲め臨時支出して、産業組合に向て貸出せる所謂産業維持資金の際にも同様にして、今日の如き之が金融利用の發達は我支會の斡旋に負ふ所頗る深きものありたり。特に本縣の農業國として肥料需要の旺盛なる關係上、本會は夙に新潟縣地主協會と協同して、之が共同購入を斡旋し又は購買品の仕入先選擇、農工品の仲介斡旋の勞を取りたること久しく、大正九年中央會の其共同購入及過磷酸の委託製造開始に及びては一層其効果を發揮することを得たりとす。現在新潟縣販賣購買組合聯合會に於て之等事業をなすこととなり居れるが故に、物資の仲介斡旋は同聯合會に移し資金に對しては信用組合聯合會其任に當りつゝあり。

(ル) 會報發刊

我支會事業の普及發達に資すると共に、縣下各組合に於る事業經營の狀況又は關係法令、講演、論說、質疑應答等の事項を掲載し會員相互の参考に供し、併せて官廳學校諸團體に配付する爲め「新潟支會報」を發行し、明治四十二年は一回、同四十三四兩年は各二回宛、大正四年迄は各三回、同五年より年六回宛發行して八年十二月に至り、更に組合取扱の商品市況及び内外經濟の狀況をも迅速詳細に知悉すべき要ありとして、「資料時報」と改題月刊しつゝあり。

(ヲ) 設立補助

明治四十一年度より縣の補助に依り組合の新設普及を促進する爲に、其年度内に設立したる組合に對し、設立登録税七圓帳簿五種（組合員名簿、元帳、日記帳、備品臺帳、持分臺帳）を補助せり。但聯合會に對しては、帳簿を補助せず現金拾五圓宛を補助したり。縣下産業組合設立の其後翕然として増加し、全國の上位に進みしもの實に此補助策の効果に依れること大なるものありとす。

(ワ) 印刷物配付

我支會創立以來前記の如く縣下産業組合を調査編纂して、明治四十三年より毎年壹回發行し、縣下産業組合又は大會參會者に無代配布し、本年に於て其第十三輯を刊行するに至れり。又組合の便宜と經費の減少とを謀るの目的を以て帳簿用紙、貯金通帳、出資証券、模範定款、產業組合案内等組合經營上必要なものは、努めて本會に於て共同印刷に附し實費を以て之を配付せり。斯くて帳簿用紙の如きは毎年約三萬枚内外を算せり。又御慶貯金小善貯金の如き本會の創意に依り、特製の通帳を作り之を縣下組合の希望に應じ 其通帳を配付し併せて諸貯金の實行を獎勵せるの結果、既に配布したるもの御慶貯金通帳約七千冊以上、小善貯金通帳約二千冊に達せり。又同四十四年以來縣下信用組合の貯金額を調査し、相撲番付に摸擬せる「貯金競べ」

なるものを印刷し、毎年縣下組合大會の參會者其他各方面に配布し、貯金獎勵の一助と爲し相當の効果を收め今や既に第十三回を重ねたり。

是より先き明治四十三年より各組合事業報告書、貸借對照表、財產目錄、剩餘金處分案等の用紙を印刷に附し實費を以て配布し居りしが、大正二年度よりは本會々員たる組合には四部宛無償にて配布し、未加入組合若くは會員たる組合の増刷要望に對しては實費配布を爲し、多大の便益を與へつゝ恒例と爲せり。其他支會施設一班、新潟縣產業組合一覽、產業組合視察報告、ライフワイゼン傳、武藤喜一編の高橋九郎翁、全國產業組合大會決議報告等臨時有益なる印刷物を發刊し、無償配布を爲したるもの尠とせず。

(カ) 本會の會計

我支會設立當初にありては其經費の如き實に貧弱なるものにして、第一年度即ち明治三十九年度の經費豫算總額拾六圓九拾錢に過ざる狀態なり、隨て之が收入の途たるや亦中央會よりの交付金の外は高橋、富永、林伊藤、櫻井諸氏の寄附に待て漸く收支するに過ぎずして直接支會として施設すべき事業を有せず。幸に縣農會の活動及び佐々木技師、齋藤幹事等が常に奔走盡力する所大なりしに依り、僅に支會の存在を示しつゝあらし也。

然るに明治四十一年度に入り約壹千六百圓の縣費補助あり、又中央會よりは百八拾圓の指定事業經費交附金

として下附せらるゝあり、更に明治四十四年度より支會費を徵收するに至り、茲に收入漸次増加を示すと共に事業の擴張を見るこゝなれり。要するに本會の經過に顧みれば、篤志家の献身的努力を得て或は寄附金に或は補助金に、多くは他の援助に依りて其會計の維持施設を完ふし、以て會運をして今日あるを得せしめたるに外ならず。我支會の深く誠意を表する所なり。今創立以來の累年收支豫算概況を示せば左の如しとす

年 次	支 出 豫 算	收 入 豫 算						
		年 会 費	中央會交附金	縣費補助	寄附金	利子收入	其 他	合 計
明治廿九年	事務所費	一六、九〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 六、九〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 二六、九〇〇
明治四十年	會議費	三〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 九〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 二六、九〇〇
明治卅九年	(事業費)	一六、九〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 九〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 二六、九〇〇
明治四十年	合 計	九〇〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 九〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 一〇、〇〇〇	内 二六、九〇〇
同 四 年	同 四 年	三一〇、五〇〇	西一、六〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二三八、三八〇	七、七四五、四八〇	二四五、〇〇〇
同 五 年	同 五 年	三四一、〇〇〇	五五、二〇〇	五、八〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	二七五、八〇〇	一四五、〇〇〇	三、一二三、八四〇
同 六 年	同 六 年	三六、〇〇〇	九九、三〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	—	三三五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三、五五五、三一〇
同 七 年	同 七 年	三八四、〇〇〇	七三一、四〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	—	三三五、〇〇〇	二五、九一〇	三、五六六、三一〇
同 八 年	同 八 年	三九八、〇〇〇	六六一、〇〇〇	二、三〇〇、〇〇〇	—	二六五、〇〇〇	二五、〇〇〇	三、六七〇、一〇〇
同 九 年	同 九 年	九六四、〇〇〇	六六三、五六〇	三、五〇〇、〇〇〇	—	二六五、〇〇〇	二五、〇〇〇	五、四三七、五六〇
同 十 年	同 十 年	九五一、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	—	一〇〇、〇〇〇	一、四七〇、〇〇〇	六、一〇一、〇〇〇
同 十一年	同 十一年	一、三五〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇　〇	—	三〇〇、〇　〇	一、七二〇、〇　〇	九、一七〇、〇　〇
同 十二年	同 十二年	二、二六六、〇　〇	八三〇、〇　〇	六、〇〇〇、	—	四五〇、〇	三五〇、	九、八九六、〇
同 十三年	同 十三年	二、二三〇、〇	九三〇、〇	五、七〇〇、	—	六六九、〇	七〇一、	一〇、一二〇、
同 十四年	同 十四年	二、二九〇、〇	八〇〇、	四、五六〇、	—	八五〇、	一、一三一、	一〇、六三〇、

同四十一	一,〇五〇,〇〇〇	五,〇〇〇	七七九,七六〇	一	一〇,〇〇〇	一一,八〇〇	一,八四七,五〇	五二
同四十二	一,〇五〇,〇〦〇	一〇,〇〦〇	八五〇,〇〦〇	五六,〇〦〇	四,三七	六,八〇〇	一,九九七,一七	
同四十三	一,三三八,〇〦〦	五,〇〦〦	一,〇一〇,〦〦〦	八〇,〇〦〦	五,〇〦〇	一一,〇〦〇	二,四九四,〇〦〇	
同四十四	一,七九八,〇〦〦	五,〇〦〦	五七〇,〇〦〦	九六,〇〦〦	三,〇〇五,〇〦〦	一五,〇〦〇	五,五三四,〇〦〇	
大正元年	一,七九八,〇〦〦	五,〇〦〦	五三一,〇〦〦	一四四,〇〦〦	三,五〇,〇〦〦	一五,〇〦〇	六,〇九九,〇〦〦	
同二年	一,八七三,〇〦〦	五,〇〦〦	五七〇,〇〦〦	一六一,〇〦〦	三,六〇,〇〦〦	一〇,一〇〇	六,三一四,一〇〇	
同三年	一,九〇一,〇〦〦	四,〇〦〦	五〇,〇〦〦	一六二,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同四年	一,九〇一,〇〦〦	五,〇〦〦	一,一三〇,〦〦〦	一六三,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同五年	一,九一〇,〇〦〦	六〇,〇〦〦	五,六〇,〦〦〦	一六四,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同六年	一,九一〇,〇〦〦	六〇,〇〦〦	四〇,〇〦〦	一六五,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同七年	一,九一〇,〇〦〦	八〇,〇〦〦	七三五,〇〦〦	一六六,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同八年	一,九一〇,〇〦〦	八〇,〇〦〦	八〇八,〇〦〦	一六七,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同九年	一,九一〇,〇〦〦	一〇〇,〇〦〦	一二〇,〇〦〦	一六八,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同十年	三,五一,〇〦〦	一二五,〇〦〦	一,三三〇,〦〦〦	一六九,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
同十一年	三,六五〇,〇〦〦	四五〇,〇〦〦	一,八六六,〦〦〦	一七〇,〇〦〦	三,七一〇,〦〦〦	一〇,一〇〇	六,三五四,一〇〇	
	一,一〇〇,〇〦〦	六〇一〇,〦〦〦	一	一	一	一	一	

(ヨ) 会員及会費

会員

中央會の會員には二種あり産業組合及産業組合聯合會にして加入せるを正會員と稱し、個人又は團体にして我支會の趣旨を賛成して入會せるを贊助會員と稱す。而して我支會創立の際其區域の會員は當然其支會々則を遵守し支會々員たりしものなり。斯くて明治四十一年以前は會員を特別會員、通常會員の二種に分ち、卅九年七月即ち創立當時は縣下組合數六十九にして、會員たる者僅に卅一名に過ぎりしが、四十二年中央會組織改正以後非常に増加せり。其各年末の狀況を記すれば左の如し。

年	別 組 合 數	正 會 員	贊 助 會 員	計
明治四十二年	二一三	一四五	九七	二四二
明治四十三年	二七八	二〇六	一三六	三四二
明治四十四年	三四六	一一〇	一三四	三六四

岩西中東刈南古東南北中蒲原郡
頸城城羽魚沼蒲原郡
船郡郡郡郡郡郡

二〇一九四四五二五三八二八二九三六三五六二六三四二四六

二〇一七一四一四五二五三四二一三三三一三七二六三一三九

五五

一一一一二二一四一一一二

大正元年	三七四
大正二年	二四一
大正三年	二四七
大正四年	二八九
大正五年	二七三
大正六年	二八九
大正七年	三〇八
大正八年	三一
大正九年	三五六
大正十年	三六一
大正十一年	三七七
大正十二年	三六三
大正十三年	三七八
大正十四年	三七八
大正十五年	三六三
大正十六年	三五〇
大正十七年	三一
大正十八年	二六
大正十九年	二一
大正二十年	一六
大正二十一年	一一七
大正二十二年	一二六
大正二十三年	五〇三
大正二十四年	四八〇
大正二十五年	四九四
大正二十六年	四六四
大正二十七年	四八〇
大正二十八年	三六八
大正二九年	三七七
大正三十年	三六一
大正三十一年	三六二
大正三十二年	三四二
大正三十三年	三一三
大正三四年	六六
大正三五年	六九
大正三六年	七二
大正三七年	六九
大正三八年	五七
大正三九年	五五
大正四十一年	一二五

更に大正十三年末現在を各都市別に依り、區別すれば左の如しとす。

贊助會員

正會員

組合數

郡市別

五四

佐渡郡	二八	二六	五六
新潟市	四	二	
長岡市	七	六	
高田市	二	五	
計	五〇五.	三〇	
会費	四五〇	一	

中央會正會員たる者は會費年額産業組合貳圓四拾錢、產業組合聯合會六圓、贊助會員壹圓八拾錢にして我支會は最初別に會費を徵收する事あらざりしも、明治四十四年より正會員に限り支會費年額貳拾錢宛を徵收することに定め、大正二年に至り年額五拾錢に増加し更に前年度剩餘金五百圓以上の正會員は五拾錢を附加する事と爲せり。而して大正四年度よりは更に正會員たる者は、支會費として年額壹圓を負擔し、前年度末剩餘金五百圓以上の組合は壹圓を、貳千圓以上の組合は貳圓五拾錢を附加せり。

大正九年度より一組合若くは一聯合會より壹圓五拾錢を均等割とし其外前年度剩餘金の千分の五に相當する特別負擔を賦課することとなり、翌大正十年度より均等割を貳圓とし特別負擔を千分の三とせり。大正十三年度より如上の率に對し一聯合會均等割を拾圓とし、一組合の負擔合計五拾圓、一聯合會百圓を限度となすこととせり。

(タ) 基本財産蓄積

我支會が基金を有せるは、實に是れ明治四十年四月當時理事たりし藤井當平氏の本會基金として金貳拾五圓を寄附せるに胚胎せり。翌四十一年十一月北蒲原郡新發田町に於て第三回講習會開催の際、講習生一同より謝恩金として金拾圓寄贈せるものを基本金に組入れ、次で同年十二月評議員會を開きて基本財產規定を議定し、爾後決算剩餘金又は臨時豫算外の收入ある時は之を基本財產に組入ることとなせり。是れより先き我支會は將來の發展を期するために其必要を認め、明治四十一年二月理事會を開き先以て縣下有志より寄附金を募集すべき事を議決せしも、當時に於ける我産業組合の狀態たるや甚だ幼稚不振にして、世間之に注意する者至て稀なるの有様なりしを以て、其募集頗る困難にして成功を期し難きを以て遺憾ながら手を下すこと能はずして止みたりき。然るに前記の如く其後多少の基本金を有し、而も前途我支會の施設すべき事業益々多きを加へ基本財產蓄積の必要益々切實なるを感じたれば、明治四十三年十二月更に評議員會を開催して之が募集の件を協議し、翌四十四年二月理事會を開き漸く具体的に左の決議を爲すに至れり。

即ち基本金募集額を金壹萬圓以上と豫定して向ふ三ヶ年間に完了を期する事とし第一期は四十五年三月迄、第二期は四十六年三月迄、第三期は四十七年三月迄に募集を完了し其金額は規定に依り農工銀行定期預金となし又有價證券は之を同行保護預けとなすこととせり。爾來担当者は勧誘を重ね着々豫期の結果を收むべく

努力しつゝありしに、明治大帝陛下の大喪に遭遇して人心沈静、其後歐州大亂に加るに米價暴落金融逼迫等の故障あり、爲めに這般勸誘の如き兎角に進行し難き事情ありて空しく豫定の期限を経過せり。然れども本縣當局も大に此舉を贊助せらるゝあり、其後大正四年度より補助を増加して其内の幾分必ず基金蓄積に充つべき事となりたりしを以て、本會にては一層盡力する所あり、大正十一年五月より更に募集に着手し新に四千圓を得て前後總計壹萬貳千圓となり、茲に漸く多年の目的を貫徹し得たる而已ならず十二分の成功を收めたりとす。

然れども其當時は前記金額を以てせば目的に副ふことを得たりとするも、現在に於ては足らざるものあり。恰も好し本年は本會創立二拾週年に相當せるを以て、去る三月六日の理事會に於て之が記念事業として向後五箇年を期し、基本金額を増加して五萬圓以上と爲すことにして決定し、方法として當初は縣下富豪其他有志家の寄附勸募に努め、更に適當の時機に於て一般組合及聯合會に對して之を爲すこととせり、乃ち大正十四年三月二日本會基本金現在高左の如しとす。

産業組合中央會新潟支會

基 本 金 現 在 高

年利六分利付第十七回新潟縣農工債券

額面壹千五百圓也

年利六分四厘利付第十八回新潟縣農工債券

額面五千六百圓也

年利七分五厘利付第二十五回新潟縣農工債券

額面四百五拾圓也

年利七分利付第八十八回勸業債券

額面參百五拾圓也

年利八分貳厘利付ほ號新潟縣債券

額面四千圓也

預金

金四百六拾八圓參拾五錢九厘

合計金壹萬貳千拾八圓參拾五錢九厘

(六) 縣の監督及助成

本縣に於ける産業組合は全法施行當時僅に四組合なりしもの、逐年極て急速なる増加を示し、満拾箇年を経過したる明治四十四年に至つては三百五拾の多きに達せり。是に於ても縣は寧ろ既設組合内容の整理改善を以て急務とし、全年十一月産業組合法施行細則の改正を行ひ、組合事務の完備を勵行して之が整理に努め、更に大正九年十二月組合及聯合會監督規定の改正を實施し、其堅實なる發達を期せり。然るに時勢の要求は益々組合の設立を促し、愈々其數を増加し既設組合の發達亦大に見るべきものありたり。故に縣は時運の趨勢に鑑み從來組合事務専任者二名嘱託員一名を置きたりしもの、大正八年度よりは産業組合主事一名専任屬二名産業主事補一名雇一名と爲して組合事務に執掌せしむると共に、組合助長監督の効果を完からしめむことを期し、當時の主事を栗原勝記とす。又我文會の事業を助成して補助會を交附し、専ら組合の實地指導

を爲さしめ以て之が提撕啓發に努力せり。郡亦縣の施設と相俟て組合の設置獎勵を爲すと共に既設組合の巡視事業の斡旋を爲し、銳意組合の發達を圖り北蒲原郡に於ては大正五年度に、佐渡郡に於ては大正七年度より産業組合主事補を設置し指導の効果顯著なりしを以て、縣は大正九年度より各郡産業組合主事補の設置に對しては、相當の補助金を交付する事としたる結果南蒲原、西頸城の兩郡を除き他の十四郡には夫々之が設置を見るに至り、組合の發達期して俟つべきものあり。尙大正十二年度より郡制廢止の前途に鑑み各郡主事補の全部は之を縣に移管し爾來悉く配置する事とせり。

殊に縣は世界戰亂後に於ける財界動搖當時は、最も意を組合整理に注ぎ事務の整理、役員の曠職、理事職責上の處罰及現金保管等に就ては、既に大正四年に於て數回郡市長に對し未殃に防ぐの警告を發し、以て破綻失敗の度を淺からしめ、又之が助長策としては全年中勸業資金貸付規程を設け、特に産業組合に向ては三萬六千圓を融通する事とせり。更に大正九年度よりは二箇年計畫を以て郡市と協力し、指導監督を行へ不良不振なる組合の淘汰と共に、其健全なる發達を促しつゝあり其所屬官吏の氏名左の如し。

縣農務課	産業主事	梅 原 寅 之 助
縣 屬	鳥 居 與 一	
同	高 島 喬 三 郎	
産業主事補	岡 田 博 久	
雇	藤 田 忠 雄	
南魚沼郡 同	原 一 六 四	
中魚沼郡 同	福 崎 善 衛	
刈羽郡 産業主事補 中 澤 賢 治	門 門	
東頸城郡 同	横 田 義 一	
西頸城郡 同	仁 木 理 平	
岩船郡 同	北 村 玖 造	
佐渡郡 同	本 間 新 一	
井比竹一郎		
扇 與 吉		
北蒲原郡 書記 相馬直五郎		
中蒲原郡 産業主事補 水島義郎		
西蒲原郡 同 江本敏雄		
南蒲原郡 同 星修止		
東蒲原郡 同 土屋品三		
三島郡 同 濃谷品三		
古志郡 同 誠		
北魚沼郡 同 扇與吉		

(七) 農業倉庫

米穀の集散を調節して市場の需給を考へ、且之を資金化して生活の費用に困難ならしめざるの要は、本縣の如き全國に冠絶せるの產米を有し、且地方經濟の過半を之に仰ぐが如き狀態に於ては一層切實を感じるものあり。是を以て北蒲原郡に於る産業組合の如き最も早く農業倉庫を經營するものも出で、縣下に於ては明治四十四年九月の創立をして、大正六年農業倉庫法制定の前既に三拾六の多きを算したり。殊に産業組合と

しては其法の經營すべき主体たるや農會、農業の發達を目的とする公益法人、市町村若くは之に準すべきもの産業組合の四に限定せられつゝ信販生兼營の如きは其事實殆ど同様なるを以て法の制定と同時に之が組織に改めたるもの廿組合あり。爾後逐年其數を増加して縣内現總數五十七中、社團法人經營二町村經營一を除けば悉く産業組合に屬せり。其總所有倉庫七拾八棟三千三百六拾九坪、借入倉庫六拾三棟千二百廿一坪六合にして其收容力三拾七萬二千八俵に達せり。加之縣は獎勵の爲め大正七年度より建築改築買人修繕費に對し四割以内の補助金交付の途を講じ、十四年度に於ても三萬圓の豫算を計上し、尙政府の農村振興政策に順應し更に相當増額の計畫中なり。

(八) 中央金庫

全國各産業組合が輓近財界の變遷激甚にして、其金融に影響すること多きと共に之が特殊機關の必要を感じること久しく、明治卅九年以來全國大會に於て絶叫しつゝありたりし中央金庫は其機熟して愈々大正十二年四月設立せり。總資本額三千萬圓にして内壹千五百萬圓は政府引受け、毎年五百萬圓宛三箇年間に全額拂込み、剩い拾五箇年間配當免除の特典を與へられたり。即ち其殘額は全國に配當せられ、本縣の持分は六千五百口と爲り、一口拂込金百圓にして總額六十五萬圓一回拂込十三萬圓となるを以て、縣にて一組合平均十四口の割合にて募集に從事し、大正十二年八月末日にて締切たりしが、其成績非常に良好にして其申立組合

數四百廿四、申込口數九千二百卅九、外に縣信用組合聯合會二百口、縣購買販賣組合聯合會壹百口、合計四百廿六の組合及聯合會其口數九千五百六十五の多きに達せり。而して組合並聯合會の出資に對しては年八分の配當、即ち準備金が出資總額の四分の一に達する迄は年六分のことゝせり。尙剩餘は之を準備金に積立て持分增加の途を講ずるは勿論、更に特別配當と稱して毎年該金庫に付き、預入又は借入たる利用歩合に依り戻利を受くるの制度たれば、組合金融の前途に對して實に一大光明を得たるものと謂うべし。因に縣は大正十三年二月九日右に關する地方總代の選舉を執行し有限責任川口購買組合長眞島英之助、同胎内信用購買組合長坂上長悟立會にて左記四組合の當選を見たりとす。

新潟縣販賣購買組合聯合會 新潟縣信用組合聯合會

神谷信用組合

金澤信用購買販賣利用組合

而して其業務は縣下組合長會議の結果に依りて、全年六月十二日を以て新潟縣信用組合聯合會にて、之を代理する事に契約成立せり。

(九) 事業の累年成績

本縣產業組合の發達たるや非常に長足の進歩を遂げ來りつゝ、明治卅四年四組合なりしもの全四十年百、四十二年二百、四十四年三百、大正二年四百、大正十三年五百臺を突破し、殊に明治四十二三年より大正初年に

至るの間其設立最も激進せり。斯くて其設立は三百五箇町村の廣さに亘り、全縣下町村の約七割五分を占め組合員は戸數の四割に當り、運轉資金亦五千萬圓に垂むとせり。若夫組合事業を區別すれば、農業國たり且中小產階級に對する金融の便を缺けるを以て、信用事業最も増加して其總數の三分の一を占め、之に次では信購の五分の一、信販購の六分の一、信販購利の八分の一を占め純然たる利用の如きは未だ十有餘を數ふるに過ぎず。又之を組合員の職業狀態に就て考ふれば、約十三萬人中さすが農業國だけありて農業者其八割を占め、商工の兩業者之に次げり。事業の成績たるや信用事業固より良好なるは言を俟たずして、販賣購買兩業の未だ豫期の成績を擧ぐること能はず、殊に利用事業に至ては殆ど寂寥たるの憾ありと雖、時代の要求は現に之を促進せしめつゝあれば、今後其進展を見るに至るべきか。左に縣下産業組合累年成績表を掲げて斯業進展の跡に付き参考することとせん。

に之を促進せしめつゝあれば、今後其進展を見るに至るべきか。左に縣下産業組合累年成績表を掲げて期業
進展の跡に付き参考することとせん。

産業組合累年比較表

十同 三年	十同 二年	十同 一年	十同 九年	八同 八年	七同 七年	六同 六年	五同 五年	四同 四年	三同 三年	二同 二年	元大 正年	四同 十四年	四同 十三年	四同 十二年	四同 十一年	四同 十年	三同 十九年	三同 十八年	三同 十七年	三同 十六年	三同 十五年	三明 十四年治	次年 別種	
145	146	162	173	182	188	190	179	171	167	160	152	150	125	119	88	78	52	53	45	21	10	4	用信	
3	4	4	6	6	6	7	5	5	6	6	7	7	7	6	1	1	1	—	—	—	—	—	販信	
81	81	85	82	84	87	81	77	79	86	83	72	64	52	39	24	9	3	2	1	1	—	—	購販信	
91	95	92	81	77	78	77	79	86	91	93	92	84	79	50	33	19	5	4	2	2	—	—	購信	
80	62	43	40	37	33	30	29	23	15	13	13	10	7	6	2	3	2	1	1	1	—	—	利購販信	
8	6	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利購信	
6	5	6	5	6	5	6	5	5	5	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利信	
2	2	2	1	1	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利販信	
11	8	14	6	2	2	2	3	3	3	3	4	3	3	3	3	1	—	—	—	—	—	—	利購販	
2	2	3	4	3	4	2	3	4	2	3	5	5	4	2	1	2	1	—	—	—	—	—	賣販	
19	17	16	13	13	13	11	11	12	12	17	19	20	22	18	11	6	5	1	—	—	—	—	購販	
22	18	14	11	12	11	9	9	11	10	10	9	10	10	9	3	5	3	2	1	—	—	—	販利	
14	15	15	13	15	15	12	12	9	10	11	13	11	12	10	11	8	5	3	2	1	—	—	買購	
16	14	11	9	8	6	4	5	4	3	3	4	4	4	2	3	6	1	—	—	—	—	—	用利	
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	利購	
505	475	470	444	446	449	432	418	414	410	414	400	373	350	278	211	150	105	76	60	50	21	10	4	計

各種産業

年 度													組合數	組合員數	出資口數		
明治三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年	四十四年	大正元年	二年	三年	四年	五年					
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
十二年	十一年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	四年	五年	六	七	八	九	
四七五	四七〇	四四四	四四六	四四九	四三	四一八	四一四	四一〇	三四四	三七三	三七九	三四三	三七一	三七九	三八九	三九三	
三八、五六四	一二三、一四〇	一一一、二九五	九五、三二	八三、六〇五	六三、七四七	七一、一三二	九、七三五	五八、一七九	五六、七四四	五四、五四〇	四五、九七七	四八、九七七	二一、〇六〇	二三、三二六	二四、〇〇三	二五、九	一四、四

備考 明治四十四年度に於て数字上著しく減せるは同年

各種 産業 組合 累年 成績

組合數	組合員數	出資口數	出資總額	出資込額	貯金現在高	現貸付高	現借入高	販賣高	購買高	剩餘	省略
吾	三、一三三	九、三六八	一七〇、四五四	一〇一、二五三	三、九九六	二〇、五六五	二〇、九三三	一〇、八七一	二三、二〇二	五、〇一一	
大	三、八九七	一〇、九三六	一八九、一八〇	二元、三〇二	六、七五六	三一、〇三五	一四三、三四九	六、二三九	六、一八八	六、一八八	
英	五、四四八	一四、四六四	一八七、五六四	一五四、三八七	九、二八一	五〇、三八二	一四六、一六五	一四六、一六五	同	同	同
美	一〇、七九〇	二五、九五五	三二、〇三四	一九六、一九四	一五、七〇〇	八七、六四三	二二八、九四二	二二八、九四二	同	同	同
一五〇	一五、三〇〇	三五、三七四	四七、三〇九	二五一、五〇五	三元、二三五	一四六、二四七	三一四、二三一	三一四、二三一	同	同	同
一五〇	一五、三〇〇	三五、三七四	四七、三〇九	二五一、五〇五	三元、二三五	一四六、二四七	三一四、二三一	三一四、二三一	同	同	同
二六	二四、〇〇二	五三、三八七	五七〇、四六九	三五四、五〇二	元、二三五	一四九、三四八	三一四、二三一	三一四、二三一	同	同	同
二六	二四、〇〇二	五三、三八七	五七〇、四六九	三五四、五〇二	元、二三五	一四九、三四八	三一四、二三一	三一四、二三一	同	同	同
三	三三、三一六	七三、一九九	七九六、六九七	四九九、四一二	六〇、二〇三	二四九、三四八	三一四、二三一	三一四、二三一	同	同	同
三	三三、三一六	七三、一九九	七九六、六九七	四九九、四一二	六〇、二〇三	二四九、三四八	三一四、二三一	三一四、二三一	同	同	同
三五〇	二一、〇六〇	四五、二三九	四〇〇、六三七	三一九、五五一	五〇、六六〇	五五五、六六五	六二、四五六	六二、四五六	同	同	同
三七三	四八、九二七	一〇八、六三四	一、一五、六二二	九二〇、六一二	一三八、九三〇	一、二五、一四七	七四、一五七八	七四、一五七八	同	同	同
四〇〇	五四、五四〇	一二三、二五七	一二三、二五〇	一、一〇〇、八六七	二〇五、二二三	一、四二三、四二四	四五、一九三	一四、七二〇	九四、〇五二	三五	
四一四	五六、七四四	一、二九、一七七	一、三七、一九六	一、一九二、四五〇	二八、二〇二	二、三四一、一六〇	三七一、四三一	一四、七二〇	九四、〇五二	三五	
四一四	五六、七四四	一、二九、一七七	一、三七、一九六	一、一九二、四五〇	二八、二〇二	二、三四一、一六〇	三七一、四三一	一四、七二〇	九四、〇五二	三五	
四一〇	五六、一七九	一、三七一、三七六	一、三七一、三七六	一、一〇三、四〇〇	三五九、七三	一、五二〇、一〇二	二、七七、八六五	二、七七、八六五	六四九、三三七	九八一、七八六	
四一〇	五六、一七九	一、三七一、三七六	一、三七一、三七六	一、一〇三、四〇〇	三五九、七三	一、五二〇、一〇二	二、七七、八六五	二、七七、八六五	六四九、三三七	九八一、七八六	
四一四	五九、七三五	一、四〇九、六五五	一、四〇九、六五五	一、一八一、七一五	四三、二天〇	一、三三三、一八七	四八八、三九六	九九六、四二六	元六、二九八	三一	
四一四	五九、七三五	一、四〇九、六五五	一、四〇九、六五五	一、一八一、七一五	四三、二天〇	一、三三三、一八七	四八八、三九六	九九六、四二六	元六、二九八	三一	
四一八	六三、七四七	一、五〇〇、三七六	一、五〇〇、三七六	一、三六六、七八二	五七、三六四	二、七九〇、四五四	一、一四八、七六八	八一五、五一五	三九四、五八三	三五六、〇九〇	
四一八	六三、七四七	一、五〇〇、三七六	一、五〇〇、三七六	一、三六六、七八二	五七、三六四	二、七九〇、四五四	一、一四八、七六八	八一五、五一五	三九四、五八三	三五六、〇九〇	
四三	七一、一三三	一、七一、七〇	一、七一、七〇	一、五〇〇、三七六	五七、三六四	二、七九〇、四五四	一、一四八、七六八	一、一三三、一八七	九九六、四二六	三五六、〇九〇	
四三	七一、一三三	一、七一、七〇	一、七一、七〇	一、五〇〇、三七六	五七、三六四	二、七九〇、四五四	一、一四八、七六八	一、一三三、一八七	九九六、四二六	三五六、〇九〇	
四四	九五、一三一	一、八〇七、五三三	一、八〇七、五三三	一、五三一、九四九	六四五、〇五三	三、二天三、四四九	二、八六一、四九七	一、三五、五三九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四四	九五、一三一	一、八〇七、五三三	一、八〇七、五三三	一、五三一、九四九	六四五、〇五三	三、二天三、四四九	二、八六一、四九七	一、三五、五三九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四五	一〇一、二九五	一、八〇八、三九五	九八一、九三三	一、五三一、九四九	七九二、六八四	八、一六一、〇七一	一、三五、五三九	一、三五、五三九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四五	一〇一、二九五	一、八〇八、三九五	九八一、九三三	一、五三一、九四九	七九二、六八四	八、一六一、〇七一	一、三五、五三九	一、三五、五三九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四六	二二二、一四〇	一、四二、五〇九	一、四二、五〇九	一、一六五、四八七	九八一、九三三	四、五四四、九五七	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四六	二二二、一四〇	一、四二、五〇九	一、四二、五〇九	一、一六五、四八七	九八一、九三三	四、五四四、九五七	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	三、四三八、九七〇	二、九〇六、二五三	二、九〇六、二五三	一、一六五、四八七	八、八九〇、五七七	四、五四四、九五七	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	三、四三八、九七〇	二、九〇六、二五三	二、九〇六、二五三	一、一六五、四八七	八、八九〇、五七七	四、五四四、九五七	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	三、三九六、四六五	一、七二五、四六六	一、七二五、四六六	一、一六五、四八七	八、八九〇、五七七	四、五四四、九五七	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	三、三九六、四六五	一、七二五、四六六	一、七二五、四六六	一、一六五、四八七	八、八九〇、五七七	四、五四四、九五七	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四七	四、〇七四、四八七	二、八〇七、五三三	二、八〇七、五三三	一、五三一、九四九	六四五、〇五三	三、二天三、四四九	二、八六一、四九七	一、三五、五三九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	四、〇七四、四八七	二、八〇七、五三三	二、八〇七、五三三	一、五三一、九四九	六四五、〇五三	三、二天三、四四九	二、八六一、四九七	一、三五、五三九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四七	三、三九六、四六五	一、九二二、八九八	一、九二二、八九八	一、一六五、四八七	八、四三五、四九一	六、五二五、〇四五	二、〇五〇、二二四	四、五八八、三五九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	三、三九六、四六五	一、九二二、八九八	一、九二二、八九八	一、一六五、四八七	八、四三五、四九一	六、五二五、〇四五	二、〇五〇、二二四	四、五八八、三五九	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	四、九三五、六九三	三、六三四、六八七	三、六三四、六八七	一、五三一、九四九	一、四五四、九五九	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	四、九三五、六九三	三、六三四、六八七	三、六三四、六八七	一、五三一、九四九	一、四五四、九五九	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	四、一五四、一九六	一、七二六、七七五	一、七二六、七七五	一、五三一、九四九	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八
四七	四、一五四、一九六	一、七二六、七七五	一、七二六、七七五	一、五三一、九四九	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、三三〇、二二〇	一、五二一、九七四	去〇、八五八	一七八

十四年度に於て數字上著しく減せるは同年度報告未達のもの多く三百五十組合の内百五十四組合に依り調査せるものを掲げたるによる。

累年成績

總額	出資額	込資額	濟額	其他積立金及準備金	貯金現在高	現貸付高	現借入高	販賣高	購賣高	剩餘金
七〇、四五	一〇一、二五三	三、九九六	二〇、五六五	二〇、九三三	一一〇、〇三三	一〇、八七二	三、二〇二	省略		
八九、一八〇	一三九、三〇二	六、七五六	三一、〇三五	一四三、三四九	一〇、九八三	六、三九九	一			
八七、五六四	一三四、三八七	九、二八一	五〇、三八二	一四六、一六五	一一〇、二四九	一六、九八五	六、二一八	同	同	
三一、〇三四	一九六、一九四	一五、七〇〇	八七、六四三	一二八、九四二	一一〇、九八二	一六、九八五	六、二一八	同	同	
老〇、四六九	三五四、五〇二	三九、二三五	二四九、三四八	三二四、一三一	一一〇、九八一	一六、九八五	六、二一八	同	同	
老六、六九七	四九九、四一二	六〇、一〇三	五五九、六九六	四九七、五八六	一一〇、九八〇	一六、九八五	六、二一八	同	同	
一〇〇、六三七	三一九、五五一	五〇、六六〇	五五五、六六五	四九一、五七八	一一〇、九七九	一六、九八五	六、二一八	同	同	
五一、六二二	九二〇、六二二	一三八、九三〇	一九二、一四七	一八二、八五三	一一〇、九七〇	一六、九八五	六、二一八	同	同	
九九、一七七	一〇一〇〇、八六七	二〇五、二三三	一四一、三四四	二〇四、一六〇	一一〇、九六九	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七二、九一六	一〇一九二、四五〇	二八二、三〇一	一五〇、一〇三	二〇七、八六五	一一〇、九六八	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七一、三七八	一〇一〇〇、四〇〇	三五九、七二三	一五〇、一〇二	二〇七、八六五	一一〇、九六七	一六、九八五	六、二一八	同	同	
九九、一六五	一〇一八一、七一五	四三〇、二六〇	一〇四一、一九九	二〇九〇、四六	一一〇、九六六	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七一、三七八	一〇一三六、七八二	一〇一七一、七一五	二〇九一、一九九	二〇九〇、四六	一一〇、九六五	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七一、三七八	一〇一五三、九四九	一〇一六五、〇六九	二〇九一、一九九	二〇九〇、四六	一一〇、九六四	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七一、三七八	一〇一四六、二五三	一〇一七二、五〇九	二〇九一、一九九	二〇九〇、四六	一一〇、九六三	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七一、三七八	一〇一九二、四六六	一〇一六五、〇七七	二〇九一、一九九	二〇九〇、四六	一一〇、九六二	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七一、三七八	一〇一八〇、七四七	一〇一四七、三七七	二〇九一、一九九	二〇九〇、四六	一一〇、九六一	一六、九八五	六、二一八	同	同	
七一、三七八	一〇一九二、一〇四	一〇一六六、一〇四	二〇九一、一九九	二〇九〇、四六	一一〇、九六〇	一六、九八五	六、二一八	同	同	
四、九三五、六九三	三、三九六、六八七	四、九三五、九七九	二〇九一、一九九	二〇九〇、二六四	一一〇、九五九	一六、九八五	六、二一八	同	同	
四、一五四、一九六	二、七七六、二九三	一、七七六、七七五	一、七七一、三八〇	一、七七一、九七四	一、五二一、九七四	一七六、七八七	一			
二、九〇六、二五三	一、七二五、四六六	一、七二五、五〇九	八、八九〇、五七七	八、八九〇、五七七	一、七二五、五〇九	一七六、七八七	一			
一、七五三	一、七五三	一、一六五、〇七七	五、六三四、五五七	三、二天三、四四九	二、八六一、四九七	一、七二五、五〇九	一			
六、一六一	六、一六一	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	六、一七〇	一				
三、七六	三、七六	一、八二三、〇六九	七九一、六八四	七九一、六八四	七九一、六八四	一				
七、五三	七、五三	一、一六五、〇七七	九八一、九三三	九八一、九三三	九八一、九三三	一				
八、九七〇	八、九七〇	一、一七五、四六六	一〇一、四七、三七七	一〇一、四七、三七七	一〇一、四七、三七七	一				
西、四八七	西、四八七	一、七二五、四六六	一〇一、八八〇、七四七	一〇一、八八〇、七四七	一〇一、八八〇、七四七	一				
		一一〇、九二二、八九八	一〇一、六六一、一〇四	一〇一、六六一、一〇四	一〇一、六六一、一〇四	一				
		四、九三五、六九三	三、三九六、四六五	三、三九六、四六五	三、三九六、四六五	五一〇、六八七	五一〇、六八七	五一〇、六八七	五一〇、六八七	五一〇、六八七

もの多く三百五十組合の内百五十四組合に依り調査せるものを掲げたるによる。

(十) 全國産業組合大會

第十二回同會は大正五年五月四日より三日間、新潟縣物產陳列所に於て開催せらる。由來新潟は北越の名港として世上に著聞せるを以て、いとど客足を引き縣外來會者二千餘名の多さに達し稀に觀るの盛況を呈せり。舉式は有効理事開會を宣し、平田會頭は戊申詔書捧讀に次で謹嚴なる開會の辭を述べられ、道家農務局長代理河野農商務大臣告辭、加瀬本縣學務課長代理高田文部大臣祝辭、武富大藏大臣祝電等數十に及べり。議事に於ては未曾有の世界的大動亂に對して、產業組合の取るべき覺悟の宣言決議を始として農業倉庫の普及組合の應用に依り商工林水各産業の發達を圖るに注意すべき要件、組合經營上生じ易き弊害及其匡正方法等いづれも時事に適切なる要件なりき。其他之を機として中央會關係にては各支會役員協議會、第七回通常總會、第三回各聯合會協議會、資料展覽會等の開催ありたり講演に於ては道家局長の產業組合の發達を望む、山岸爲替貯金局管理部長の金融機關としての郵便局等、最も聽者の注意を惹く所ありたり。又我支會に於ても出來得る限り本會協賛の實を擧げたりしが共に、別記の如く此を機として第十一回大會を開催せり。又這次全國大會に於ける表彰式上、本縣關係としては功勞に於て我支會講師德重大十郎の綠綬功勞章、優良組合に於て長岡信用組合、信託販賣購買兩組合は選奨の光榮に浴せり。

因に本會記念品として、故品川子爵筆蹟の

雪と消へ花と散りても後の世に残るは人の誠なりけり

六六

の優雅なる印刷物を配付せられたるは、其昔明治三年子爵の普佛戰爭視察として巴里に赴き、更に佛軍敗虜の原因を柏林に調査せしの際、同國會に於て當時我產業組合の創立者たるシュツセベルツが、鐵血宰相ビスマルクと組合經營の國家組織に於ける効果に付き盛に議論する所ありしを見て、子爵大に其説に感服し是に於てか我に普及せしめむとするの意決せりとの事に回想せむか感慨轉た深きものなくむばあらず、時恰も平田氏も留学生として來伯亦之に共鳴せるあり、其後明治十五年平田氏獨逸に、同十八年品川子爵も特命全權公使として同國に駐り相互前後に其研鑽を深からしめたりとす。同廿四年松方内閣の際、品川子爵其内相となり當時法制局長官たる平田氏に、信用組合法案の立案を依頼せるを嚆矢として茲に産業組合振興の機會を爲し、廿四五年頃静岡山形地方に創立せられたりしもの蓋斯業の發祥なりしに顧みれば、同子爵筆蹟頒布に際して記憶に記者の耳を新にせるもの無くむばあらず。又平田子爵は本會に出席し我支會の爲に開全國產業組合大會于新潟

柳影花香映客巾、尋盟來會北溟濱、滿堂和氣歡如湧、釀出江山百里春

との七絶を揮毫し永く會寶として表裝珍襲せられつゝあり。平田子爵は當時折角來越せられしも、交誼最も深かりたる高橋會長の既に大會に先て腦溢血に罹り、會務に鞅掌し得られざりしが疾を押して新潟に來り、子爵と手を取て轉た懷舊の念に堪えざるものありしと云へり。

(二) 組合の變遷

茲に産業組合法の實施以來貳拾五年を闊し、我支會の創立後また廿星霜を経過せるの今日に於て、其變遷の跡を追憶すれば亦幾多の波瀾曲折を認むることを得べしと共に、所謂組合地方化の推移に對して大に三省の價值無とせず。試に之が發達の推移に就て回想すれば、先づ勃興整理擴張の三時代に劃することを得べきか。左に項を逐ふて其變遷の由來を觀察し評論することとせん。

勃興時代

本縣に於る産業組合の發祥は、明治廿三年國會開設後國民の思想及經濟の打撃甚しきものありたる而已ならず、地方農村の如きは比年風水虫害の天災襲來に加るに、事業及生活に要する經費の益々膨脹して金融を求むること切なるものあるに拘らず、從來の如く小作者としては地主の恩情にのみ頼るを得ず、中小產階級亦銀行より仰ぐの便無し。是に於てか先づ産業組合の必要を感じたるは地方有識者及地主等の階級にして、或是報徳社の組織を研究し、或は品川子爵平田男爵等に就て意見を聽取して、之が設立を實現せむとするに至りたり。斯くて産業組合法發布以前に於て既に二三申合せ組織の組合設立を見るに至れり。

地方斯業創造の經始者としては先づ高橋九郎、富永孝太郎、櫻井市作の三氏に指を屈すべく、之に次ては

齊藤善太郎、藤井當平、林靜治、渡邊寅藏諸氏の經營に唱導に直間接官民の間に奔走して其發達に資せしの勢勢からざるあり。更に一面に於ては時恰ち内務省に於ける地方自治宣傳の聲盛なるの時にして、明治四十年四月之を産業組合としては神谷新潟成資兩信用組合の模範組合として、中央會より第一次表彰の光榮に浴して羨望の標準たるに加るに、同年七月本縣斯民會と合同して一層民風の刷新と勤儉貯蓄の美風を宣揚せしのみならず、法の改正に伴へる設立手續の繁鎖除去及登録税の低減と爲り、更に聯合會の設立に依り共同聯絡の動作をして益々强大且敏活ならしむるあり、前後相應じて愈々組合隆昌の機會を促進せしめたり。之と共に狂熱的態度も現出し、或組合員の如き外出の際などは誇張に組合名を大書したる菅笠を頭に戴き大紋を附せる木綿羽織など着して、殊更に勤儉力行の風を裝へる者さいあり、又一面には役員の名義に眩惑し、若くは低利資金の融通を得むが爲め設立せるものなど出で來り、事業の成績舉らざるのみか有名無實なるものすら想とせず、破綻失敗續出せるの虞無き能はざるに至れり。

整 理 時 代

大正四年頃に至ては全國各府縣とも既に組合亂設の弊に襲はれつゝ、或は實務講習會を開くとか、或は組合精神の普及を圖るとか、只管其内容の改善充實に苦心しありし折柄、彼の歐州大戰亂に遭遇して米價の下落と爲り金融の逼迫と爲り、不良不振なる組合の眞相愈々暴露せられ、本縣の如き之に因縁して不祥事を惹起

せしこと蓋し一二にして足らざりき。是に於てか本縣知事は大正八年二月三日の都市勸業主務者會議の弊頭に於て、訓示して曰く

近時動もすれば産業組合の會計紊亂に依り不祥事を惹起し、往々破綻解散の悲運に遭遇するものあるは、啻に斯業の發展を阻礙するのみならず、延て地方人心に惡影響を及ぼすこと實に尠少にあらず。殊に本官就任以來毎次、此事實を目撃するに至りては痛恨に堪えざる所なり。故に本官は部下に命じて倍々其監督を嚴密にし、斷じて斯の如き事を再びせざるに努むべしと雖、第一次監督の事に執掌する諸君は、日夕組合狀況を見聞するの機會多く、從て諸種の便宜を有するが故に、今後一層の努力を望まざるべからず。之に對して協議會は不振組合の改善として、設立後三箇年度を経過し未だ其成績を擧ぐる見込なきものは、其原因を調査して之が改善を指導獎勵すること、兼營事業中尙一種の不振なるものあるも同斷たるべき事とし、又不良組合の整理に對しては、五箇年度を経過し何等効果の認むべき無く、今後一定の期間特別の指導監督を加へ、猶將來到底事業の發展を期し難き事情あるものは、任意解散の方法を講せしむることとせり。而して縣にては豫め此事あるを慮りて、大正四年四五月に亘りて内務部長より各郡市長に對して産業組合事務整理に就て、同役員の曠職に關し、理事職責上の罰則、現金保管の注意等に付き警告する所ありたるに拘らず、其功無かりしは原因種々なりと雖、要するに時勢的經營を急速に企畫せるもの、一事一功主義を取らずして其效果のみに急なりしもの、役員の不適任より出たるもの、事務執行の的正迅速を欠けるもの、資金

運轉の方法を誤れるもの、地方状態と組合事業の合致せざるもの、役員の事業を緩漫にせしもの等にして、其他地方政黨の軋轢に依りて協力一致の團結を失ひ、或は貿易事業の如き、奸商人の壓迫に基けること亦歎とせず、當時大に注意を惹きものありたり。

擴張時代

幸にも本縣組合の破綻は、嚴格なる當局の監督處辨と經營者の自覺反省とに依り間も無く安定せし而已ならず、大正十年八月十日に於る産業組合法の改正施行に依り、事務範圍の擴張及監理の徹底に依て購買の生計を經濟に、販購に加工を認めて而も其範圍を廣義に解釋して殆ど製造と區別し能はざる迄に至らしめ、又購買に於て生産の二字を認めたる、若くは聯合會にも事業を認めたるが如き、時代要求の施設唱導と相俟て組合事業の擴進と爲り、同年に於ては從來小區域に分立せる五聯合會を整理統一して、新に一縣區域の信用組合聯合會の設立を見、近くは中央金庫の業務をも代理することとなり、又翌年縣販賣購買組合聯合會も設立せられ、昨年八月には縣產米の得意地に縣立東京米穀倉庫を設立して之が經營を同會に委托せるあり。殊に大正六年法律發布以來縣の獎勵たりし農業倉庫は、今や五十七の内我産業組合の經營に屬するもの實に五十三の多きに達せるあり。斯くて財界の動搖に次ぐに大震災の打撃を以てせるの我組合事業も、大正十三年に於ける前年の比較は出資總額に於て、六拾三萬五千餘圓を増加せると共に運轉資金亦三百七十六萬六千餘圓

の巨額に上れり。

此の如くして現在の本縣産業組合は既に勃興整理の二時代を経過して、今や擴張時代に入りつゝ其數も五百十二の多きに及び、所謂組合は地方自治の豫備校なる諺に於て、信用事業の如き既に町村經濟の金庫となり収入役となり、其實力の大なるものに至ては、一郷の庶民銀行たるの觀あるものすらあり。購買販賣の兩事業亦組合團體の生活上に於る倉庫たり店舗たらむとし、從來最も振はざる利用事業漸次生産に加工に團体力を以て活動し共存共榮の實、今や次第に舉らむとするの趨勢たるは洵に欣ぶべきの現象なりと雖、猶其設立の覺悟と經營及事務の智識責任とを閑却して、漫然之に從事するが如き者無しともせず。且動もすれば一時の發意方便によりて設立し、若くは政黨の軋轢感情衝突等の爲に事業を放擲し等閑に附するもの又往々にしてあり。殊に其根本たる組合員の訓練に於て、未だ周到ならざるが如きは甚だ遺憾とする處なり。若夫今後の事業としては自作農の維持創設、小作爭議の解決、市街地組合の活動、農村電化の實現等數へ來らば組合効果の發揮に俟つべきもの踵を接して到らむのみ。希くば今後事に之に從ふ者能く其發達進歩の跡に鑑み、破綻失敗の由來に察し、組合の眞使命を誤らざらむこと切望に堪えざる也(完)

大正十四年七月廿五日印刷

大正十四年八月五日發行

編纂人

新潟市旭町二番町

武 藤 喜 一

新潟市西堀前通七番町

株式

會社

新潟新聞社

印刷所

新潟市旭町一番町

印刷人

森 長 敬

發行所 產業組合中央會新潟支會

卷之三十一 中華人民共和國中央會議大會

油印人

新嘉坡市珠寶二號

印刷廠

新嘉坡市珠寶二號

油印人

新嘉坡市珠寶二號

大英十四年正月廿五日印

524
338



終

